

## 令和5年6月第4回本山町議会定例会会議録

### 1. 招集年月日及び場所

令和5年6月14日（水）

本山町議会議事室

### 2. 応招議員

|      |       |     |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番  | 澤田 康雄 | 2 番 | 川村 太志 | 3 番 | 永野 栄一 |
| 4 番  | 松繁 美和 | 5 番 | 白石 伸一 | 6 番 | 上地 信男 |
| 7 番  | 中山 百合 | 8 番 | 大石 教政 | 9 番 | 吉川 裕三 |
| 10 番 | 岩本 誠生 |     |       |     |       |

### 3. 不応招議員

### 4. 出席議員

応招議員と同じ

### 5. 欠席議員

不応招議員と同じ

### 6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗          主監 上村 有美

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣          副町長 高橋 清人          教育長 大西 千之  
総務課長 田岡 学      住民生活課長 大石 博史      政策企画課長 中西 一洋  
まちづくり推進課長 田岡 明      建設課長 前田 幸二      健康福祉課長 澤田 直弘  
病院事務長 佐古田 敦子

### 8. 議事日程

日程第1. 一般質問

#### 7 番 白石 伸一 議員

- ①本山町地域防災計画について
- ②令和5年度の農業支援の補助金・交付金等の情報提供について
- ③地域支援員の活動について
- ④観光開発とその情報発信について

8 番 吉川 裕三 議員

- ①町長の政治姿勢について
- ②住民の足の確保、公共交通について
- ③新庁舎稼働に伴う、旧市街地への今後の対策について
- ④教育行政について

9 番 大石 教政 議員

- ①行政報告や諸課題について
- ②早明浦ダム関連について
- ③災害・防災対策について

10 番 岩本 誠生 議員

- ①町長の政治姿勢と行政運営について
- ②新庁舎について
- ③防災関係について
- ④教育関係について

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生君）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生君）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

5 番、白石伸一君の一般質問を許します。

5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、5 番、白石伸一、一般質問をさせていただきたいと思いをします。

一般質問に当たりましては、4 項目上げらせていただいております。

まず、質問をする前に、この3年余りにわたる長期間、新型コロナウイルス感染症対策に従事していただいた町職員、特に嶺北地域で唯一の公立病院として、嶺北地域だけでなく、県の要請等に応じ広く県民に対し医療の門戸を開き、対応していただいた嶺北中央病院の医師をはじめとした職員の皆様に感謝の意を述べたいと思います。

コロナ感染症は5類に移行になったとはいえ、収束したとは言えず、報道によりますと、コロナ感染症で見えなかった様々な感染症が、今、子どもたちの間で広まっていると聞きます。嶺北中央病院は、地域の医療機関の柱として唯一無二の存在です。また、地域包括支援等で健康福祉課、社会福祉協議会と一緒に、地域住民が健康で長生きできるようご尽力くださるようお願いいたします。

では、質問に移らせていただきたいと思います。

1 番、本町の地域防災計画について。

本山町で作成しています本山町地域防災計画の改定がなされて7年が経過しましたが、その間、各地で発生した災害や被害等を鑑みると、想定以上のことが起こっています。最近の被害状況等を参考にして、計画の内容や訓練等の見直し等が必要になってきていると思いますが、以下の点で町長の所見をお聞きします。

1、多方面で災害が発生した場合、近隣の行政機関や自衛隊、災害ボランティアからの救助や支援について。2、冬季や雨季に複合的に災害が起こった場合。3、現状に合わせた避難場所や避難所の見直し。4、要介護者、高齢者の避難支援等の現状と見直し。5、国や県と一体となった減災への取組の強化。6、町としての備蓄等の支援についての見直しについて質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）おはようございます。

5 番、白石議員の一般質問にお答えします。

今、雨が降る日数は減少しているのに、時間雨量が50ミリを超えるような大雨の発生回数は逆に増加しているというふうに言われております。地球温暖化などの気候変動の影響により、今までにないような豪雨に見舞われ、思いもしないような箇所において土石流などが発生するなど、災害が激甚化、頻発化をしております。先日も台風2号の接近に伴い、高知県を含む各地で線状降水帯が発生し、甚大な被害となりました。また、近い将来、南海トラフ地震の発生も危惧をされております。

本町では本年度、地域防災計画の改定を予定しております。昨今の被害状況を参考にした計画内容や訓練等の見直しについては、議員と同感でございます。それぞれの課題につきましては、担当課長からお答えを申し上げますが、大規模災害が発生した場合は、国や自衛隊、ボランティア、そして全国の行政機関からの支援により、人命救助から復興支援までの支援体制が必要と考えます。

近隣行政機関というお話もございましたけれども、近隣についても当然そういうことだ

ろうと思いますけれども、風水害にせよ、地震にせよ、近隣行政機関も同じような被害を受けている可能性もございますので、そういう点から見れば、それから東日本大震災等の教訓を踏まえれば、全国の行政機関からの支援というのが、私は重要になってくるのではないかと思います。また、砂防事業などの事前防災事業や気象情報の収集、気象庁のほうでは線状降水帯の早めの情報を発出するというのも説明を受けておりますけれども、そういった国や県と連携し、防災、減災に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）5番、白石議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のほうからは、6項目の内容についての質問をいただいております。

まず、1点目ですけれども、多方面の災害が発生した場合の協力でありますけれども、地域防災計画は、議員からもありましたとおり、27年度に改定されて以来、見直しができておりません。本年度、見直しについての作業に取り組むところです。ご指摘の通り、新たな災害や気象情報の変化に伴う状況がありますので、情勢に即した改定が必要であると考えております。

大規模災害時の対応についてでありますけれども、町だけではなかなか対応が困難であるということから、当然、近隣の行政機関等の協力が必要であると考えております。昨日の答弁の中でも各種協定の状況もお示ししましたけれども、あらゆる機関の協力を得ながら対応していきたいと思っております。

2番目の複合的な災害が起こった場合の備えというところになりますけれども、これはやはり日常的な訓練、備えが重要であると考えております。万一に備えた対応が必要であると考えておるところであります。

三つ目の現状に即した避難場所の見直し等でありますけれども、これも昨日の答えの中でもしましたけれども、町内にハザードマップの展開をしておりますして、周知もしておりますけれども、本山町はやはりイエローゾーンが各所にありまして、なかなか安全な避難場所が十分確保できるようなスペースがないという地理的条件もあります。しかしながら、そういった状況の中でも、安全を確保する取組が必要であると考えておるところであります。

四つ目の要介護者、高齢者の避難支援の現状でありますけれども、災害が発生した際には、要介護者、高齢者への特別な配慮が必要であると考えております。日常的に災害に備えた情報の共有、そして、どういう方がおられるのかというのをしっかり確認をして、備えていく必要があると考えております。

五つ目の国・県と一体となった減災への取組ですけれども、これは町長のほうからもありましたけれども、広域的な連携と国・県の協力関係につきましては、現在も努めておるところでありますので、さらに強化をしていきたいと考えております。

備蓄の支援でありますけれども、高知県の備蓄方針に基づきまして、アルファ米と飲料水の備蓄を現在行っております。これにつきましても、必要数は確保しておりますけれども、

今後、状況に応じて対応していかなければならないと考えております。

以上、六つの項目の概要を申し上げましたが、これから質問の中で、やり取りの中で、また内容を深めていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）ありがとうございました。

今、執行部の3名の方には、それと議長のほうには、私、インターネットのほうから国土交通省のハザードマップポータルサイトというものを印刷して、お手元のほうにお配りさせていただいています。議員の方には、タブレットをお持ちですので、国土交通省のハザードマップということで調べていただければ、今から説明することとか、質問したいことの内容がご理解いただけるとと思いますので、このホームページ開けていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

先日、庁舎のほうに参りまして、ハザードマップの関係、それと県の土木事務所のほうに行って、ハザードマップ、ペーパーのものを欲しいということでお問合せをしました。対応は県のホームページ、町のホームページのほうに出ていますということで、総務課のほうは、ペーパーに落としましょうかということも言っていたんですが、ペーパーというものについての認識というのもやはり必要ですし、実際にインターネット等で閲覧できない環境におられる方もいらっしゃると思います。また、インターネットを使えない、例えばパソコン等がない、印刷機がないという方についても、そういったふうな方に対しての配慮も必要じゃないかと思います。

このハザードマップポータルサイトというものについては、これ、インターネットを介してのもので、今言ったこととは若干矛盾するところもあるんですが、まず、実際に本町が掲示しているハザードマップを見て一番気になった点は、色の塗り分け、例えば危険地域とかそういったものを表示していますが、それによって避難路等が全く分からなくなっている。そういう状況下の中で、もともとこの地域に住んでいる方らについては問題ないと思いますが、実際に移住してきた者とか、こちらのほうに勤務している方にとってみて、避難場所への通路、避難路、そういったものを確認する上においても、今現在使っているハザードマップというものを見直ししなければいけないんじゃないかというふうに感じました。

その中でいろいろ見てみますと、国土交通省のほうの、ここに今挙げています重ねるハザードマップというのが大変気になって、印刷してまいりました。これは国土地理院の地図の上に、今使っているハザードマップよりも密度の濃い、正確なというか詳細に描かれた地図の上に、危険地帯とかそういったふうな今使っているハザードマップで表示されたものがそのまま表示されます。また、航空写真の上にも同じような形の表示ができます。過去にあった災害とかそういったものについても、このホームページのハザードマップの上に表示できるような仕組みになっています。

こういうふうな新しいハザードマップ、こういったものを町として取り入れることによって、新しい防災意識が生まれるんじゃないかなと思っています。まず、町民の方に関心を

持ってもらふこと、それが必要ではないかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議員ご指摘のとおり、ホームページ等で掲載しておりますハザードマップについて、そういうネット環境にない方等の課題もございますけれども、自分の地域の危険箇所、それから避難路、それに日常的に関心を持っていただいて、いざというときに、その情報に基づいた行動を起こしていただくということは非常に重要なことだろうというふうに、私も同感でございます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

まず、防災は、町民の方に関心を持ってもらうことによって始まるというふうに、私は考えております。非常にいいものを作っても、関心を持ってもらえなければ、本当に単に作ったもの、言うならば紙で終わってしまう。紙であつたり、情報であつたりするものですが、やはりそれに関心を持って見ていただくことによって、防災につながり、身の危険を避けることにつながってくると思います。そういったことから、やはり町民の方に、年に1回はハザードマップ、そういったものを見ていただける環境、そういった情報提供を町からもやっていただきたいと思います。

それから、最近、いろいろな情報が入ってきまして、よく新聞等にも載っているんですが、東南海地震が30年以内に起こるというような形のことが予想されておりますが、東南海地震についても、南側、東側、西側というような形で、実際に同時に起こるケースというのが非常に少ないというふうな情報が伝えられております。そういった中で、先ほど町長もお答えいただきましたが、他県との連携、例えば前回のようない東日本大震災のような形であれば、ほかの地域から支援、そういったものができる状況にあったと思います。町長もボランティアで東北のほうに行かれたとお聞きしております。

実際にこれが東南海地震の場合、2度にわたって起こった場合、例えば1日以内に起こった場合、1年以内に起こった場合、3年以内に起こった場合というような統計が出ております。そういった場合、仮に東側のほうでまず起こって、次に西側のほうが起こったというような場合、東側というのは紀伊半島から東、愛知県とか伊豆半島のほうになりますが、そちらのほうで災害が起こった場合に、次、四国を含めた地域で災害が起こった場合、やはり今まで想定していた救助、それから支援体制というものを、本当にこれでいいのかというようなことを、やはり今後、機会に見直すべきだと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

これはテレビでも地震の発生やられていました。私も見たところです。

大規模災害が起きたときには、まず人命救助ですので、そういった初期の対応というのが非常に重要ですので、そういう場合には、消防や警察、それから自衛隊等、早期に対応して人命救助に当たるということ。それから、その後、避難所の運営や仮設住宅、そういった問題が出てきますので、そういうときには、これは東日本大震災の教訓でも、全国の応援のボランティアも含めて応援をいただいて、運営、対応してきたと。それから、復興期に入りますと、やはり長期的な対応が必要になってきますけれども、こういうときには、私も石巻市の道路課というところで5年間仕事をしましたけれども、これはもう九州から北海道までの全国の自治体や国の関係機関からも職員が出向されていまして、災害復旧、それから復興事業に当たっております。

そういう形で、そのポイントポイントで、まずは人命救助という早期の対応が必要ですが、そういったことに対しましても、自分のところだけでは対応できないことがたくさん出てきますので、そういうときには、広域的に連携して対応していくということが必要になってくるんじゃないかというふうに私は思っております。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）白石議員のご質問に、町長の補足の説明をさせもらいたいと思います。

東南海地震の関係でのご質問でありました。現在、県にも南海トラフ対策課という専門の部署を配置して、これは東日本大震が災発生して以来、やはり起こり得るこの地震に対しての備えを県下的に、今、展開をしております。それが県であり、そして広域、中央・東地域というふうに私ども本山町は入っていますけれども、そこでも対策本部会というのがあります。そこで起こり得るあらゆるシミュレーション、そして起こった場合の対応策については定期的に確認をしております。それらがこの地域防災計画にも盛り込まれるふうになっておりますし、今後の備えに対しての基本的な事項になっております。

ということで、県、そして広域、近隣の土佐町、大豊町らとも、起こり得る地震に対しての備えはやはりしていかなければならないと考えておりますし、そういう会議で提供のあったものにつきましては、本山町内での地域自主防災組織、あるいは予定をしております防災士会の組織化の中でも論議をして、住民の方と共有して、備えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

本山町内での住民の方への周知、それから共有認識、共通の認識を持って対応していくということを今おっしゃっていただきまして、非常に安心をいたしました。情報の共有化というのが一番大切なことだと、私も思っております。

次に、避難所でのリーダーの養成、こういったことが今、一つ話題になっております。避難所でのリーダーについては、例えばいろんなところから、いろんな生活をされている方が

1 か所に集まってきます。そういった中で、そのきちっとしたルール、それから配慮、そういうものができるリーダーを養成していくことが、今から求められてくると思います。特に先般、同僚議員も言いましたが、女性のリーダーへの登用、女性が女性独自の配慮、きめ細やかな配慮、男性にはできないきめ細やかな配慮、そういったものを女性の方にやっていただく、リーダーとなつていただく、そういったふうなリーダーの養成、そういったものを今からしていかなければいけないと思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）白石議員のご質問にお答えいたします。

大変貴重な提言でありまして、参考にさせていただきたいと思います。

現在、避難所の運営につきましては、自主防災組織の方を中心に、直近起こった台風等々ではいち早く開設をしていただいて、避難しゆる要請のある方を受け入れるということをしております。ご指摘の避難所でどういう指導、あるいはリーダー的な存在をしていくのかについては、年に一度の自主防災の会議だけでは足りません。そういうところでは、やはり日常的に防災に対しての学習、備えをしていく必要があろうと思っています。

本山町には、この間の防災のご質問の中でもお答えしましたがけれども、30名近い防災士の資格を持った方が存在をしております。こういった方々のやはりノウハウもきちっと吸収をして、広めていくことが重要だと思います。近々、町内の防災士会の方にお集まりいただいて、組織化も県の支援を受けて、考えていきたいと思っています。そういった中で、各地の避難所のリーダー、そして連携が取れる体制を取っていきたいと考えております。

もう一点は、女性の役割、これも非常に重要で、今のところ、自主防災組織の代表の中に女性の方おいでませんけれども、今後、やはり開設した際には、当然女性の方もおいでますし、そういう方が避難をして過ごせる、そういう環境を整えていくというのが非常に重要だと思いますので、そういう面も含めまして、体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

本当に女性の方の活躍というのが、こういうようなときに非常に求められると私は思っております。こういうときだけじゃなくて、いろんなところで女性の活躍というのが必要なんです。特にこういったふうな避難所でのリーダー的な存在、そういったものは女性に担っていただく、女性が権限を持ってやっていただくということを、これを切に要望しておきます。

それから、避難場所の増設のことでちょっとお聞きしたいと思います。今、町のほうでハザードマップを見てみますと、吉野と瓜生野の間、それから地元で申し訳ないんですが、地主と南部集会所の間、この間、相当距離があるんですが、この間には避難場所というところがありません。こういったところに新たに避難場所を設置するというお考えはないでしょうか。



○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問にお答えします。

避難所の開設につきましては、昨日申し上げましたとおり、町内二十数か所については集会所あるいは公共施設を中心に開設をしておるところであります。ご指摘の場所でもありますけれども、確かに距離がありますが、避難場所の開設については、コロナが蔓延したときに、避難所の在り方についても考えを見直したところがございます。といいますのは、あえて避難場所に避難をしなくても、ご自宅においでたほうが安全であるというケースもがございます。密集した場所に人が集まるということで二次被害を起こすということでの見直しをしたところがございます。一概に避難場所に避難をせずに、安全な場所、ご自宅、あるいはご近所のお家に身を寄せるというのも一つの避難であると思います。

ご指摘の場所は、幸い土砂災害が比較的起こらないというふうなお話だったと思いますので、そういうところではあえて避難場所に集まらなくてもいいのではないかという考え方もございます。なお、ご意見については課内等で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

私ごとですが、クラインガルテンのほうに住んでおります。クラインガルテンから南部の集会所までというと、約5キロ近くあります。その間、例えば建物によっては非常に安定しておるところもあるんですが、10棟のうち下の6棟については、非常に災害のときに心配になるというようなことも考えております。特に10号棟に当たっては、毎回毎回水路等の工事何回かし直していただいたというようなことも、私ちょうど引っ越したときに水路の工事をしていましたが、非常に地盤的に弱いところもあると思います。そういった中で、ガルテンの集会所とか、そういったところを避難場所に指定していただくようなことはできないでしょうか。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）私、クラインガルテンの建設に携わりました。確かに10号棟が一番地盤が悪いんですね。地下水があそこありまして、地盤改良も行いましたし、排水ボーリングも行っています。また、アンカーボーリングも行って、土留め対策をしちゅうところですよ。

一方、管理棟、あそこが一番上にありますけれども、土質も安定しております。避難所に指定しなくても、自主避難というところでは、管理棟に集まってもらうということは有効だと思いますんで、まずは白石議員がおっしゃるのは土砂災害系、雨量系とかということ、それから台風とかいうことになると思いますけれども、そういう場合は、あらかじめ予想された場合にはやっぱり管理棟で過ごすとか、そういうふうな安全対策を取るほうがベストだと思います。それは町が指定しなくても、そこに自主防災組織もありますので、そういう面ではそういうふうな運営をお願いしたいところです。

それから、避難所という考え方では、一次避難、二次避難という、やっぱり台風災害を中心とした雨量なのか、地震災害なのか、その辺の運用も違いますので、長期避難になりますと、それは管理棟ではいけないとか、集約された本小であるとか、嶺北高校であるとかいう避難所での避難生活を町が運営することになりますんで、そことは別ですけども、できる範囲、あらかじめ予想された災害のときには、やっぱり管理棟に移動するとかいうことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）ありがとうございます。

先ほどの質問に戻るんですが、半割れというふうなニュースがNHKでもやっていましたが、その場合に救助隊が来るまでに日数が相当かかるのではないかと、今まで想定されていた日数よりも非常に長期にわたって、自主的に耐えなければいけない時間があるんじゃないかというようなことが言われております。

そういった中で、今現在ある備蓄の容量、大体何日分ぐらい、町としては準備されているのでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） ご質問にお答えいたします。

備蓄方針に基づきまして、アルファ米と飲料水の備蓄を行っております。現在、食料と飲料水の備蓄数ですけども、アルファ米が3, 500食分、飲料水が3, 648リットルを備えておりまして、おおむね3日間ぐらいの備蓄を備えておるという状況であります。

○議長（岩本誠生君） 5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）ありがとうございます。

実際に3日間耐えるということで救助が来ればよろしいんですが、今、想定されているのが、多方面での災害が起こった場合、救助活動が遅れるのではないかとということを町長もおっしゃっておりました。そういったことになると、やはり今の量での確かどうか、そういったふうな判断もしなければいけない状況になっていると思います。

そして、今までの過去の避難所の活用とかそういったもので、いろんな意見が上がっていますが、T、それからK、それからB、この三つが非常に重要だというふうなことが、今、報道機関等でも言われております。Tというのはトイレ、それからKというのは食べ物、それからBというのが睡眠のできる場所、そういったふうなことの確保、そういったことを考えると、例えば今、いろんなところで簡易ベッド、段ボールでのベッドとか、仕切りとか、そういったものを準備しているというようなことを聞きます。当町ではそういったふうなことの準備、それから備蓄米、食料等の増量とか、そういったふうなことはお考えではないでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のありました睡眠、休憩ができるものでありますけれども、数年前に必要な資材、簡易ベッドそして、個別に空間ができる室内用テントとあと簡易トイレにつきましては、各避難所、そして本山小学校等々には備蓄倉庫も備えて、今、配置をしております。プラチナセンターにも倉庫を備えて、必要な物を備えておるという状況であります。

あと、食料の備蓄状況につきましては、一定想定する数を備えておりますけれども、これで全てが賄えるというのは、やはり災害が起こった状況によってになってきますので、今、万全だというふうには言えませんが、取りあえず3日間は備えているということと、3日間がたてば、近隣からの応援もあろうだろうというふうな認識はしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

私も多分3日はあれば、嶺北の場合は十分ではないかというふうに思っております。というのは、嶺北というのはお米の産地でありますし、非常に優秀なお米も取れておりますし、いろんな食べ物がいろんなところにあります。そういったものを活用すれば、高知市とか町なかに比べれば、非常に備蓄というものに対しては心配要らないというふうには考えますが、やはり栄養面とかそういったふうなことを考えますと、それなりのものが必要になってくるというふうに思います。

昨日、防災の関係で協定を結んでいるというところを、一覧表を挙げていただきましたが、その中に食料品店、それがないというのはどうしてかなというふうに考えました。町としては、小売業のところと協定を結ぶというお考えはないのでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 昨日お配りしました一覧表がございますけれども、食料品の提供も受けられるという協定にはなっておりますので、それぞれの小さいお店と協定を結ぶということには至っておりませんが、大きい、農協でありますとか、こうち生活協同組合等々と結んで、必要な提供を受けるという備えにはしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

やはり小売業の方とも、例えばそのドラッグストアとかスーパーとか、そういったところとやはり協定を結ぶ必要もあるんじゃないかというふうなことも思いますので、今後、検討のほうよろしく願いいたします。

それと、次に、町独自での防災対策の関係についてお聞きします。

町での防災対策というのは、非常に予算の関係もございますので、なかなかかはかどらないと思いますし、大変難しいと思います。そこで、国や県との協議、そういったものが常時行われているのかどうか、そういったことを確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと触れましたけれども、南海トラフの対策につきましては、県下で定期的に会議が持たれておりますし、県内を四つのブロックに分けた本部会でも、地震等々の会議は定期的に行っておるところであります。あと、既に発生しましたけれども、これから台風のとくになりますと、県と各町村が防災のネットワークを結んでおりますので、情報等は即時に入ってきて、それを庁内で共有し、必要な情報を町民の皆さんに提供するという体制については出来上がっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

町道のことについては申し上げることはないんですが、やはり県道の整備、それから国道の整備、そういったもので、特に今後予想されます大雨に対する対策、そういったものについては、常に県や国との連携を持ってやっていかなければ大変なことになると思います。特に5年前ですか、西日本大豪雨のときに、本山町はそれまでの記録、日本記録を破るぐらいの雨が降りました。1,600ミリを超えるというふうな雨が降って、大豊町では高速道路の橋桁が流れたり、当町でもそのところの山崩れ、それから北側のほうでもたくさんの山崩れが発生して、避難された方、災害復旧に大変尽力を尽くされたと思います。

そういったふうなことを含めて、今言われているのが、今、想定している災害というのは、今、作っているハザードマップの中で起きていると。それ以外のところで起こる確率というのは非常に少ないんだ。ハザードマップで指摘されているところについての重点的な防災対策をやることによって、人命が失われたり、災害で失われたりすることが少なくなるといようなことを言われる大学の教授もいらっしゃいます。そういった中で、県や国に対しての要望等、常に町長中心となって、担当課を含めて、対応をよろしく願いたいします。

それから、もう一つ、今、工石峠のところにトンネルを計画するというようなことをお聞きしていますが、町として、県への提言として早明浦ダムの改修工事に伴う用地後に県の備蓄センター、そういったものを誘致するというような提言をするようなお考えはないでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

まず、国や県との連携というのは非常に重要でして、特に今、事前防災事業ということで、砂防堰堤事業とかを実施をさせていただいております。西日本豪雨のときには、行川流域、それから栗の木川流域でも、今、緊急防災砂防事業ということでやっていただいておりますけれども、そういった事業につきましては、期成同盟会等がございますので、そういったところも通じまして、国や財務省、それから地元選出国會議員等も通じて、要望を本当に行っているところがございます。国土強靱化ということで、予算の確保も含めて、強い要望を今後

も続けてまいりたいというふうに思います。

特に輸送道路の問題、国道439号線、32号線、それから高知自動車道、こういった道路では、確かに災害が発生したときに救援等での非常に重要な役割も果たしますし、そういう意味ではいろんなルートが必要であると。もし通行止めになったときには、違うルートも必要だと。樫山隧道の話だろうと思いますけれども、これにつきましても、関係自治体で期成同盟会をつくっております、県に対して要望をしておるところでございます。

県の備蓄センターのことでございますけれども、これ広域的なことでございますけれども、今、県の防災計画でも、そういった輸送経路も含めて、物資の輸送をどういうふうにするのかと、ヘリポートも含めて、大きな中継基地、それから地域の基地とかということで、そういうふうに連携の計画もされておりますので、備蓄センターが本当に要るのかどうかというところはありますけれども、そういった形で、県も物資の輸送等について計画を綿密に取られておりますので、そういったところとの連携は必要だろうというふうに、私は思います。備蓄センターについては、提言ということでお受けしておきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

大豊町では、インターの近くにコンテナハウスですか、非常時に備えての住宅の備えということでやっておりますし、そういったふうなことを考えますと、当町でも、非常に当町というのは自然災害に、例えば地震というように大規模なことが起こった場合に、津波とかそういったものの心配がない部分ですから、例えば先ほど言いましたトンネル等ができたときに、高知市内への食料の輸送とかそういったものには最適な場所だと思っております。そういった意味で、今後、町長のほうから県のほうに、そういった提言をしていただくことを希望しておきます。

これで1番の質問については終わりたいと思います。

令和5年度の農業支援の補助金・交付金等の情報提供についてということでお伺いします。

現在利用可能な国や県の支援事業の情報提供が行え、正確かつ迅速な申請補助が行われているかどうかということをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）5番、白石伸一議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

国・県の補助制度や取り組むべき重点課題につきましては、毎年変わりますので、それに対応した最新の情報をキャッチしていくことは大変重要であると考えております。例年、農林水産省でありますとか、県の農業振興部のほうで、年度初めには事業説明会や担当者説明会等が開催され、資料等が提供されますので、そのような機会には担当職員のほうに出席をさせて、情報収集や計画づくりの参考としておるところであります。

一方、近年では、県担当者等から直接メール等で事業案内を受けるケースも増加をしてお

りまして、大変その数も膨大で、大変事業のさびわけも難しくなっている状況も発生をしております。なお、一般的には、国・県の実業を活用するケースが出てきた場合には、前年度から全体的な事業計画を策定する作業が始まりますけれども、そういう作業の中で必要な効果ある事業を選択して、要望活動、事業採択に向けた対応が進められます。そういうふうな経過を経て、事業の認定が受けられる見通しがつきましたら、予算化でありますとか、補助申請等の作業スケジュールのほうに移っていくということになっております。

なお、国・県の補助制度につきましては、認定農業者というような担い手農家が事業対象となるケースでありますとか、受益面積等が問われるケースが多いということで、本町のような中山間地域の小規模事業者が多いところでは、なかなか採択要件につながらないという状況があるというのが現実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君） 今、担当課長のほうから説明があつて、なるほどと思ったところもあるんですが、県のほうは、今、特に知事の意向で、中山間地域に対する補助、活性化というようなことに力を入れております。そういった中で、今言われた例えば収穫量とか耕作面積、そういったふうなことで補助金の対象にならない、補助の対象にならないというようなことがあつてはいけないと私は思います。そういったふうなことを、やはり町のほうからも声を上げて、うちの場合にはこういったふうなことの支援を受けられないんだ、何とかしてほしいというふうな要望をやはり上げるべきだと思います。単にこういうふうな決まりだから全然手出しができないというのでは、農業従事者としては非常に辛いところがあると思います。

特に今、すごく物価が高騰しております。ところが、農産物については価格転嫁ができません。市場原理というのがあつて、例えば去年よりも 10 円、20 円上げたいなと思つても、市場に出す場合にそういったことはできません。競りでそういったものが結局左右されるわけですが、たくさん品物が入ってくれば値は下がります。少ないときは上がります。そういった市場原理によって、農業収入というのは非常に左右されます。特に嶺北での農業については、先ほども言われましたように、大規模な生産というのはなかなか困難です。そういった中で、肥料の高騰、飼料の高騰、そういったものに耐えていくためには、やはり県や国の補助、そういったものに頼らざるを得ない部分もたくさんあります。そういった部分をやはり町の担当として、県や国のほうに物申していただきたいというのが私の希望です。

本当に小売とかそういったものについては、便乗と言つたらおかしいですけれども、原材料の高騰をそのまま例えば品物に転嫁できるんですけれども、本当に農産品については、去年もおとしも、下手したら下がっておるんじゃないかというような物もたくさんあります。本当に人件費どころか最低賃金を賄うこともできない、そういうような農家さんもたくさんいらっしゃいます。そういった農家さんが今、高齢化を迎えて、今まで耐えていたものがもう耐えられなくなって、離農というふうな形の現象になっていると思います。

今、国のほうでも話題になっています酪農の関係はまだいいと思います。酪農は、例えば乳業メーカーのほうから買入れ価格上げますというような形のことを言っていたけるわけですが、農産物については本当にそういったことができません。そういったことも十分に配慮していただいて、農業支援についてしっかりとお考えを示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えをします。

国・県の補助事業、町の課題、農業の課題とかそういったものを解決するために、国や県の補助金がないかということについては、私も予算を組むときに、財源の確保がないかということについて、それは農業以外でもそうでございますけれども、町の課題解決に向けた取組に対しての事業実施する場合には、そういった財源確保のことをしております。それから、地域の農家、林業や畜産、それから商工業、そういった課題につきまして、こちらからもアンテナを張って、課題解決、こういう事業があるけれどもどうでしょうということも必要だろうと思います。

あわせて、農家の皆様からも、こういったことをやってみたいけれどもという要望をいただいて、何か助成制度がないかというご相談もぜひいただきたいというふうに思います。そういったときに、国や県の補助事業があるのかどうかということについても、調査もさせていただきたいというふうに思います。場合によっては自己負担が当然発生する場合もございますけれども、そういった要望もぜひともお願いしたいと思います。

それから、この物価高とかいう、資材や燃料、それから肥料や飼料の高騰ということで、昨年、コロナの臨時交付金を充当して、農業関係の助成事業を創設しましたがけれども、今年はその臨時交付金は充当できていなくて、一般財源でございますけれども、当初予算でそういった農業関係支援の予算化もして取り組んでおるところでございます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

これ、本当は言わないつもりだったんですけども、6月2日の日に町の支援の説明会がありました。その内容について、澤田議員のほうからの質問でありましたが、その説明の内容、そういったものについて、ここでもう一度担当課長から説明をいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）今の質問ですけれども、6月2日の件と言われても、何の話やらさっぱり分かりませんので、概要を述べてから質問してください。

○5番（白石伸一君）6月2日に農業支援の説明会がプラチナセンターで行われました。そのときの出席者は20名足らずとお聞きしております。実際に今までの説明会の中では非常に少なかったというふうなことをお聞きしております。そのときの支援の説明等について、ここでもう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） それでは、白石議員のご質問に対しまして答弁を申したいと思います。

せんだって6月2日に住民向けの農業・林業・畜産及び商工の事業説明ということで、本年度当初予算に計上させていただいた事業について、住民の皆様に正確に情報を知っていただき、有効に活用していただくことを目的に、説明会のほう実施をさせていただきました。ここ数年、コロナ禍の中で、こういうような事業説明がなかなかできなかったということもありまして、ちょっと当座、参加者少なかったという印象でありましたけれども、活発ないろいろ要望等も受けまして、非常に内容のほうは充実した会でありました。

なお、その中では、幾つかそれぞれの本年度の主要な事業について説明をさせていただいたわけなんです、特に、先ほど町長のほうからのご案内がありましたけれども、昨年、コロナ交付金を活用して実施しました営農継続総合支援事業、これにつきましての内容の説明、また質問が多く出されました。今回、この総合事業のほうでは四つの事業メニューを本年度は予定しておりますということで、農業用機械の修繕への補助でありますとか、認定農業者等担い手農家が新たに機械導入する際の導入補助、あと牛ふんの堆肥の散布の支援、そして花卉園芸農家対策ということで、苗を購入したり、農薬を低減するために天敵資材を入れたりとか、そういうようなものにも補助しますということで、主に四つのメニューで報告をさせていただいております。

その中で、やはり会場のほうからは、既に困っている状況でありますとか、もっと行政に対してこうしてほしいというようなご提言等も受けておりましたので、それにつきましては、やはり参考意見として今後の事業、本年度は事業メニュー四つということで提案させていただいておりますけれども、この総合事業というのは農家のニーズに即して、場合によっては、この事業はもっと拡充すべき事業があれば拡充もしますし、縮小するケースもあったり、そして新たな事業をまた組み入れたりということで、農家ニーズに沿って、この事業のほうは成長させていきたいというふうにも考えておりますので、そういう面でも非常にいい機会になったというふうに思っております。こういうケースをまた定期的の実施しながら、農家の声を聞いて、事業に反映する取組をまた推進していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君） ありがとうございます。

牛ふんの関係なんです、この資料を見ても、本山町産の牛ふんを使うというふうなことが書かれております。ところが、本山町のJAがつくっています堆肥作成する場所、去年来から機械が止まっております。拡散できない状況になっています。JAのほうは資金がかかるんでどうしようもないと、国や県とか行政の関係の力添えをいただいてするしかないというふうなことを、支所のほうからは聞いております。本山町産の堆肥を使うということになれば、そういった懐の堆肥を使わないで、例えば某牧場の堆肥をそのまま使うとすれば、乳牛のふんでありますんで、酸性度が強過ぎて、作物の状況に合わないというふう



うなことも言って、嫌う方もいらっしゃると思います。乾燥が不十分なんで非常に取り扱いにくい、機械散布もしにくい。そういった声を聞きます。

そういったふうなことも含めて、牛ふん堆肥を使うことについて、まず町としてＪＡの施設、あれは平成３年の補助事業として造った施設ですが、その修理についてＪＡへの申入れ、もしくは県や国への修理への依頼というもの、行政のほうからやっていただくようなことにはならないでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ＪＡが事業主体で本山町木能津のほうに堆肥センターという施設を持っておりまして、これについては、畜産農家さんから出た堆肥をその堆肥センターのほうで肥料化するようなそういう施設があって、運用がされておりました。

近年は作った肥料の出口戦略ということで、それを有効に活用する、農家さんの作業がなかなか手間がかかったりとか、それをまく機械が要ったりとかいうことで、出口の問題がありまして、なかなかうまく回っていなかったんですが、今回、この事業を導入することによって、本山町の堆肥を農家さんが使って土づくりをした場合には、４分の３の補助を出す、堆肥代とかまき賃も含めて、オペレーターさんのほうに支払った分の４分の３を補助するということで、出口のほうも円滑に出ていくような仕組みはつくったわけなんですけど、その中で、昨年、台風のときに堆肥センターの主要な機械が故障したということがありまして、議員がご指摘になったように、ちょっと今現在、ＪＡのほうでその修繕に向けて現在検討していただいております。施設自体を改修、既に３０年近く経過しておりましたので、もう新しくやり替えるぐらいのものにしないといけないというところで、大変大きな金額がかかるというところで、これについては国の補助事業等の活用とか、あと県や町村の支援等をどうするかというところが、今後、検討していこうということでは、ＪＡのほうとは確認をされております。

現在、その見積金額、実際施設整備する際の事業費用をまず算出した上で、あと補助金の活用をどうしていくかというのを考えていこうという段階にはなっておりますけれども、ＪＡのほうでも多額の投資がなかなか難しいというようなところも、一つちょっと話が進まない中ではネックになっておるところであります。町としましては、先ほど言った堆肥をうまく作って、まくまでの仕組みは整いつつありますので、何とかこの施設をまた復活させて、何とか回る方法を進めていきたいということでは、町の協力する姿勢を示しておりますので、また今後ＪＡとも相談しながら、そういう取組を前へ進めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）５番、白石伸一君。

○５番（白石伸一君）ありがとうございます。

この施設、畜産されておる方が堆肥にするために牛ふんを持っていくときにも、非常に持

っていき場がないというふうなことを言われている生産者もいらっしゃいます。そういったこともありますんで、早急に対応のほうをよろしくお願いします。

それから、情報共有という形でのがなされているかどうかをちょっとお聞きしたいんですが、昨年度の機械修理の補助金を出したときに、ある農家の方が町のほうに來られて申請をされたと。書類がほとんど書き上がった段階で、もう予算切れておるよと、予算限度額来ておりますから、申請を受けられませんというふうな形の対応がなされたということをお聞きしております。

そういったことは、例えば財源が限られておる状況であれば、朝の段階で限度額になりましたとか、そういったことを課の中でしっかり共有していなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、申請に來られた方が書類をほとんど書き上げた段階で、いや、予算ないからそれ受けられんよというふうな回答の仕方はないと思うんですけども、そういったふうなこと、毎日毎日の予算の執行状況とか、そういうふうな申請の応募状況とか、そういったものの共有がなされているのかどうかお聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

昨年実施しました機械修繕事業、大変多くの農家の方からも申請をいただきまして、特に利用される方の多かった事業でありました。ご指摘があった部分については、事業の締切期間近にやはり申請が集中した中で、予算についても、できる限り住民の申請の要望に沿いたいということで、財政のほうにも協力していただきまして、ほかの事業のそういうコロナ交付金の残額等があれば、農家支援事業のほうにも振り分けて、できる限り農家の要望に応えられるという協力もいただきましたので、ほぼほぼ農家申請については受けられたという認識をしておったんですが、最終版のところで、どうしてもというところで、ちょっと予算が足らなかったケースがあったというふうなことじゃないかというふうに思っております。

なお、そのあたり、決められた予算が配分されておりましたので、当然、各職員はこの金額、上限に向けて受付をしていくということは確認を取りながらやっておりましたけれども、先ほど言いましたちょっと最終版のところの集中したところでは、ちょっと事務の中でも混乱をしたというケースが出てきておりました。その辺は反省点として、やはり改善に向けてやっていこうという確認はしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）農業というのは1回、例えば不足すると、次の年まで待たなきゃいけないというふうな経緯があります。例えば支援を受けたり、いろいろな申請をする場合、正直言って絶対ミスがないとは言いきれません。ミスがあったら直ちに担当者から直接申請者に連絡を取ったり、そういったふうなことを必ずやっていただきたいと思います。いろいろなことを耳にしますが、あえて言いませんけれども、そういったふうな事例が昨年もあって、

今年もあったというような事実もあります。そういったことが次にはないようによろしく  
お願いいたします。

続きまして、次の項目、地域支援員の活動についてということで、地域支援員の活動状況、  
高齢者の見守りの件数を含めて、今年、今まで、5月末で結構ですので、何件あったかお聞  
きします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

建設課長、前田幸二君。

暫時休憩します。

休憩 10 : 15

再開 10 : 15

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○建設課長（前田幸二君）5番、白石議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。  
す。

全体の数につきましては、作業が97件と、見守りと調査等で48件であります。そのう  
ち高齢者等への声かけや見守りにつきましては、17件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

では、続いて、本年度の町道の修理等の要望件数、これについてお聞きします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

本年度の町道の補修要望につきましては、12件であります。簡易なものにつきましては、  
集落支援員による補修もありますし、それ以外、業者さんに発注をして修繕をしたものもご  
ざいます。

なお、要望自体が町道以外の要望もありますので、全体としては35件、4月から5月の  
間ですね。そのうち町道関係は28件ほどありました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）町長、今、支援員の活動、それから建設課への住民からの要望、そう  
いったもの、多いと思われますか、少ないと思われますか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）4月から5月で35件、そのうち町道が28件ということでございま  
すけれども、これが多いのか少ないのか、ちょっと私も判断しにくいところがございますけ

れども、感覚的にちょっと多いかなというふうに思います。35件のうち町道が28件、それぐらい修繕箇所もあるのかなというふうに思います。

集落支援員の皆さんには、町道の巡視、監視して回ると、自分たちの手で簡易な修繕については行っていただいていますけれども、それ以外についてはやっぱり業者をお願いするとかということも当然ありますので、全ての町道の補修を集落支援員で行っていくということは、これは困難であるというふうに思っております。多い少ないはちょっとどうなんでしょう、私の感覚的には少し多いのかなというふうに思っています。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

いろいろなところでお話を聞くんですが、私、以前の職場でこういうことを言われました。苦情や要望がないのはよいことではない、役場に言っても、これは私は郵便局でしたが、郵便局に言っても無駄だからと、あきらめが先に立っていないかどうか検証しなさいということを先輩からよく言われました。そして、現場に行って話を聞くこと、返事をする、できないのであれば優先順位をつけ、いつまでに対応するかを返答しなさいと、それを実行しなさいということを先輩の職員から教わりました。

このことを現場主義というふうな形でよく言われましたが、本山町の役場においても、苦情が多いか少ないか、これはやはり現場に行き確認しないと行けないことだと、私は思います。まず、よく聞くのが、役場に行き相談したら言ったら、役場に言ってもどうしようもないから、もう完全にあきらめが先に立っているんですね。そういう言葉をよく聞きます。それを今度、この庁舎になってからは、役場に来たら解決策が見いだされるというふうな形の役場にしてほしい。それが非常に求めたいことです。

町長が新庁舎落成のときには言われましたが、職場の内容も変わっていかなくやならない、職員も変わっていかなくやならない、そういうことを言われましたが、そういった対応、十分にできているかどうか、現場に行き立証、それから確認、返事、返答ですね、そういったふうなことを、昨日の先輩議員からの質問にもありましたが、住民にあきらめられたら、正直言って役場として失格だと思います。私らも現場の長をしていたときには、失格よというようなことをよく言われました。

やはりお客様のことを優先にして、お客様というか住民の方を優先にして、住民の方の声を聞く。もう十分に分かっていることであっても、きちっと丁寧に説明する。そして、返答する、聞かれたことには返答する。無理であると、すぐ対応できないのであれば、いついつまでに返事をします、いついつまでにどういうふうな行動を起こしますということを、しっかりと返答していただきたいと思います。特に担当課、いろいろございますが、住民からの要望については、住民にあきらめムードが来ないような対応のほうよろしく願いいたします。

それと、地域支援員の活動についてですが、高齢化により手づくり事業、そういったものが困難な地域も見受けられます。そういったことに対しての地域支援員の人的な支援がで

きないかどうかお聞きします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）5番、白石議員のご質問にお答えします。

前段、手づくり事業についてご説明させていただきます。まず、手づくり村整備事業という制度があります。目的は地域住民が身近で生活環境の改善を行うため、住民相互の創意工夫と共同作業により行う事業として、材料代、機械借り上げ等に際して予算の範囲内を交付するとなっています。

もう一つ、定住促進施設整備事業というのがございます。目的は集落の振興、定住促進を図るため、現在、諸施策を補完し、地域住民に身近で直ちに効果を見込める事業として、これも予算の範囲内で交付することとなっております。

先ほどの質問にありましたが、事業の趣旨から考えると、手づくり事業への地域支援員の支援はできないかと考えますが、後段の説明でありました定住事業の活用をお願いできればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）質問者、あと残りが6分になりましたので。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

いろいろな意味で高齢化が進んでおります。そういったものに対する支援、そういったものもいろいろ配慮いただき、どういうことができるか、どういうことができないかということ、しっかり町のほうで検討していただけたらと思います。

次、4番の最後の質問にまいります。

観光開発とその情報発信についてということで、大原富枝文学館の企画展等の町外への発信状況をお聞きします。

○議長（岩本誠生君）答弁。

教育長、大西千之君。

時間ないから簡潔に。

○教育長（大西千之君）5番、白石議員の質問に対し答弁を申し上げます。

企画展のお尋ねでございます。本年度3回計画をしております、現在、2回目の企画展「草を褥に―小説牧野富太郎」と題して、大原先生の小説を紹介する展示を開催しております。

発信状況は、チラシ、ポスターの配布を県内観光施設45か所、県外の文学館施設へ40か所、四国内の道の駅へ35施設、隣接施設35施設ということで、大体2,000枚のチラシを配布しております。ウェブ関係では、土佐れいほく観光協議会、こうちミュージアムネットワーク、とさてらすでのデジタルサイネージほか、5か所で展開をしております、県内外へ情報発信に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）ありがとうございます。

特に「草を褥に」というふうな文学書との関係は、牧野富太郎先生と奥さんとの関係をいろいろつづったものと聞いております。そういったものについては、例えばNHKとか高知新聞とかそういったふうな関係を使えば、もっと大々的に取り上げていただけるんじゃないかというふうに思っております。当町の施策は、5年前のれいほく博のときも非常に思ったんですが、発信力が非常に弱いというふうに感じております。このようなものに対しての外部への発信というものを常に心がけていただきたいと思います。そういうことが集客力につながってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、野中兼山の偉功を観光資源にというふうなことでお聞きしたいことがあったんですけれども、水路の周りを整備して遊歩道等に使えるか、そしてその遊歩道を使って町なかへお客様を誘導してくる、大原富枝先生の文学館なり、さくら市等へお客様を誘導してくるというようなルートをきちっとつくっていくことによって、町なかの活性化にもつながってくると思いますので、ここの部分についてもご配慮いただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）まず、先ほどNHKあるいは新聞等宣伝ということでしたが、高知新聞では大体毎週1回、大きいところで県内の文学館等のイベントの掲載をされておりますので、それはかなり効果があるのではないかと考えているところです。

それでは、提案もいただきました水路を使ってというところですが、現在、俳句の句碑を水路沿いに展開しております。そういったところと併せて、句碑の道、議員おっしゃいましたように、句碑を回りながら水路を見ていただいて、町内へ入り、さくら市へ回るといったようなルートもできておりますので、それなんかもますますPRしていければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 5 番、白石伸一君。

○5 番（白石伸一君）ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、5 番、白石伸一君の一般質問を終わります。

ここで10分間、10時40分まで休憩します。

休憩 10 : 29

再開 10 : 39

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）一般質問を続けます。

9 番、吉川裕三君の一般質問を許します。

9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、9 番、吉川裕三、一般質問をさせていただきます。

1 月 2 3 日に招集されました第 2 1 1 回通常国会も、来週 2 1 日に閉会する予定となりました。今国会におきましては様々な法案が審議され、成立されました。例えば 3 月 3 0 日には、戦没者の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律、6 月 7 日は二つの法案が可決しております。防衛省が調達する装備品の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律、また、日本とオーストラリア、また、日本とイギリスとの関係に対する防衛協定の法律等が成立しております。

また、6 月 7 日には、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立しておりまして、この空き家問題につきましては、また、改正した法律を踏まえまして、9 月議会で一般質問させていただきたいと思っております。

そして、6 月 8 日には、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律が成立しております。

そして、昨日、L G B T 理解増進法案が衆議院を可決しまして、参議院のほうへ送られました。L G B T 性的少数者に対する差別はあってはならないということで、私自身も何度か一般質問もさせていただきました。しかし、L G B T 理解増進法は、L G B T 当事者も望んでいない不完全な法律を L G B T 活動家であるラーム・エマニュエル駐日米国大使及びファーストレディ、ジル・バイデン等の外圧により制定されるに至ることに対して、非常に残念に思います。

また、この件に対しまして、6 月 6 日の記者会見の席上で、小池晃日本共産党書記長は、「非常に大切な法律である。国会で審議するなら、性的少数者の声を聞く場を設けるべきである」と発言されています。私も全くそのとおりであると考えております。L G B T 性的少数者を差別してはならないが、それに特権を与えるようなことがなってはならないと考えております。

それでは、質問に移ります。

令和 3 年度の予算執行に当たってのその措置についてお伺いいたします。

令和 3 年度当初予算で計上されておりました社会資本整備総合交付金事業予算が、翌令和 4 年 3 月定例会におきまして減額補正されました。その金額 2 億 5 6 0 万円、これが減額に至ったいきさつについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）9 番、吉川議員の質問にお答えいたします。

通告書では、行政手続のことを聞かれておりましたけれども、そうではなくて経過という

ことで、まず。(発言する者あり) はい。

この予算につきましては、昨年3月議会において令和3年度の予算を確認した際に、事業実施と予算について整合性が取れていないということを私はその時点で確認いたしました。その時点では財源の裏づけ等もございませんでしたので、繰越しとか、そういった措置もすることができません。そのまま放置しておきますと、大きな不用額が生じてしまうということがございましたので、3月議会におきまして減額補正予算をせざるを得ず、議会に提案させていただいたところでございます。議会に対しまして大変ご迷惑をおかけしたこと、改めてここでおわびを申し上げたいと思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）まず、事業を行うためには予算化を行います。この予算化を行うためには、議会の議決を得る必要があります。そして、その予算を執行すると。計画されたその予算が執行できない、また、予算に変更がある場合につきましては補正を行う。そして、事業を進める、また、事業を中止する、減額する、増額する、いろいろな手法があると思いますが、まず議会を通して議決したものについては、そういうふうな中止、変更がある場合は、議会の議決を得て変更しなければならないと考えますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

地方公共団体の予算につきましては、今ご説明がありましたとおり、その長が調整、いわゆる編成し、議会に提出して議会の議決を経て定めるのが予算でございます。予算化の後にその予算に追加や減額等の変更する必要がある場合には、補正予算を調製、編成して、議会に提出して議決をいただき、決定するというのが行政手続の原則になろうかと存じます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）全くそのとおりだと思います。

この事業に対して、3月議会に至ったときに、初めて不用額が生じるおそれがあるから補正をした。では、その原因はいつ発生したのかということについて着目しますと、たしか5月8日に、高知県土木部住宅課を通して四国地方整備局に、この事業が完了したという報告がなされております。どうしてこういうふうな議会の議決を一切、前回の私の一般質問で総務課長がお答えになったのは、当然事業をするつもりがあつて予算化したものであると。それが3月に議会で通ったものが5月8日、連休明けになぜ事業が完了したという報告がなされたのか。その点の説明をしていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えします。

当初予算の計上と、あと減額の経過は町長が申し上げたとおりで、この更新住宅の建設につきましては、これまでもずっと論議をしながら進めておりましたけれども、建設の完成に



向けての取組の中で、当時の行政の判断として40戸の建設ということで報告をしたというのが今報告できる内容であります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それは、今総務課長が説明されたのは事実を述べただけであって、議会で作ります、予算を計上しました。それを減額するのには、減額補正、議会を通さなければならない、それがルールであると先ほど町長が説明されました。だから、そのルールにのっとってなぜしていないのか、その原因は何なのかということの完了報告を出したこと、当然この日までに出さなければならない必然性があったのか。6月議会を開いて減額補正して、それから出すのが地方自治における二元代表制の原則ではないかと私は考えておりますが、その点について再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

私も当然地方公共団体の長と、議会の権限というのは先ほどのとおりでございますので、そういった意味で、二元代表制の下でそういう役割を果たした行政運営をしなければならないということは私も同感でございます。

更新住宅の建設事業につきまして、計画を変更、その時点で済むのであれば、その時点において予算も整合性を取り、議会に説明をします。議会に説明をして、後に、先ほど言いました補正予算で議会の議決を求めるという手続を取っておくべきではなかったかというふうに思います。繰り返しになって恐縮ですが、令和4年3月時点で、この令和3年度の予算を見て、これはその手続が不十分ではなかったかというのは、私はその時には感じたものでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）確かに今町長の言われたことが正しい、正論です。しかし、その言ったとおりに出来ていない、これはどうしてなのかと。これが一個人がしたのであれば、一個人がこんなことをしました。けれども、これは本山町としての行政がしたんです。当然町民の皆さんも、どうしてこんなことが起こるのかということは知りたいと思います。どうしてこういうことがあったのかという説明責任があるので、議会の議決を得ずに、何でこういう完了報告が一方的に本山町から高知県を通して四国地方整備局に行ったのか、この点について再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）その時点で私、在職しておりませんので、推測で言うのはいかかとは思いますが、この計画の変更を提出するのは、地方公共団体、町長の権限で提出されたというふうに理解しております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）先ほど、町長の権限でということを申されますが、では、議会の議決を得た予算を議会の議決も得ずに変更をする、そういうことができるという行政裁量権が

果たして町長にはあるのか、ないのか、その点について伺います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）行政の裁量権の適否については、私のところで、今ここで判断をしかねます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）今町長が行政の裁量権については判断できかねるということでしたが、当然地方自治の二元代表制の原則を言うならば、議会で議決を得たものを変更する場合には、議会の議決が必要ではないか、町長の行政裁量権、地方自治体における首長の行政裁量権にはそれはしないのではないかと。

例えば、専決処分についても金額を本山町で定めております。町長が専決されるのは、たしか条例によりますと、金額的には30万円で、緊急を要する場合ということで書かれておりますが、そういう場合についても、次の議会についてその報告をする。これは5月にされたものが3月になって初めて補正されているということで、その間、この行為について、議会議員は全く承知していない。ある意味、言い方を変えれば、町長であれば、議会なんか放っておいて何でもできるという見え方をされたとしても仕方がない。当然議会で議決を得たものについては、議会の承認を得て事業を進めていく、中止する、取りやめるにしても議会の承認が要るのではないかと、それが地方自治の原則ではないかと私は考えますが、再度伺います。その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私も、いわゆる二元代表制の下で、それぞれの権限に基づいて事務執行をしておりますので、その予算と計画の整合性を図っておかなければならないというのは私も同感でございます。

私が就任して令和3年度の予算を確認したときに、その事業費が執行残として残っていたということで、これはどうしたものかということで、そのまま放置したらもう不用額になってしまうということがございましたので、議会にご説明をさせていただいて、減額補正をさせてもらったということでございます。

先ほど吉川議員のほうがありましたけれども、例外としては、確かに緊急性のある場合の専決処分や予備費や予算の流用というのはございますけれども、それについても説明がきちっとつくものでなければならないというふうに私も考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）先ほど町長が説明性がきちっとつくものではないということを申されましたが、令和3年度に起こりました社会資本整備総合交付金事業予算が議会の議決を得ているにもかかわらず、議会の議決なしに完了報告がなされたというのは、先ほどの言を裏を返して言わせていただければ、議会にきちんと説明ができる行為ではなかったということで認識してよろしいですか、確認させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議会に報告できるものでなかったということについては、すみません、私の判断で執行したものでございませので、それに対しての答弁はなかなかできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）町長は、自分がした行為でないので、説明のしようがないということですが、それでは、別の観点からお伺いします。こういうことが本山町において、地方自治の根幹を揺るがすような行為が起こったということに対して、町自身には何でこういうことが起こったのかということの原因究明、調査をするというお気持ちはあるのか、ないのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

原因究明ということですが、その更新住宅の戸数を 50 という計画から 40 に減らすということについて、事業を進めてきた中で 40 戸に変更するというのをその時点で町長が判断されて、その計画書の変更を国へ出したということで、経過についてはもう分かっていますので、それが裁量権の逸脱ではないかというようなご指摘につきましては、私のところで今、それが裁量権の逸脱だということまでここで発言はできないということですが、経過については、もうこの 1 年間いろいろと論議をして、経過についてはもう一定定かになっているというふうに私は感じております。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）申し上げますが、私は、今回この質問は更新住宅の質問をしているのではなくて、議会において予算化されたものが議会の知らないところで、議会の議決を得ずにその事業が勝手に完了になって、実質予算が使われていない。その行為が起こったのが 5 月に行われていて、議会はずっと知らずに、3 月補正で初めてその事実を知ってしまった。こういうことが行政にあっているのか、悪いのかということで、個別の事案について私聞いているのではなくて、議会としての立場、行政として予算化したものについて、当然変更するのであれば議会の議決を得るべきである。それができていないことに対しての原因究明をしなければならないのではないか、どうしてこういうことが本山町については起こるのかということについて、個別の事案ではなくて、これは今後起こったら駄目だから、こういうことについて一回、これは徹底的に原因究明して調べなければならないのではないか。だから、執行部として調べるつもりはあるのか、ないのかということについてお伺いしております。再度答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

私、いわゆる二元代表制の下で、議会の権限につきましては、先ほど議員からご質問あったとおり、議決事項の大きな一つとして、予算を定めることということでございますので、

地方公共団体の長が予算を調製し、それを議会に提案し、議会の議決を経て予算は定めるものということで、その既決の予算に変更が生じた場合には、減額、増額を含めましてでございますけれども、その補正予算を調製、作成し議会に諮ると。それで、議会の議決をいただくというのが地方自治の原則でございます。

そうということで、事業の軽微な変更とかいうときには、事後報告もあるかもしれませんが、事業の大きな変更については、きちっと予算に反映し議会に説明するという手続を踏むということを、今後、私が首長としての考えでは、そういう予算と事業の計画の整合性はきちっと議会にも説明し、変更がある場合には地方自治法に基づいた補正予算を提案し、変更が生じた場合には予算提案し、その内容を説明するという手続を踏み行っていくということを肝に銘じたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） 議会の議決をされたものが議会の議決もなしに変更されて、勝手に事業の完了報告が出されているということは、非常に住民の方に対しても、本山町及び本山町議会に対して非常に不信感が発生していると私考えます。

先日、開催しました議会報告会、意見交換会におきましても、住民の方から、我々議員は、もう議員を辞職したらどうかとまで言われております。本山町において、議会の議決のあるものを執行部の一存で事業完了したという適正でない行為が発生した。その原因究明は当然執行部自身の自浄作用として原因究明をするべきではないかと再度お伺いしますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

当然こういうことが起こらないように、なぜこういうことになったのかということについては確認をし、各課に予算と事業の執行の内容について整合性を取っていくということについては徹底をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） それと、この予算につきまして、補正が出た令和 4 年 3 月議会の議決の前に全員協議会が開催されました。その際に町長は、事業変更ではなく会計上やむを得ない予算の減額措置であるという説明をなされております。しかしながら、県、国に対して令和 3 年 5 月に事業完了報告が既になされている。対外的には事業が終了したということが公になっている。であれば、このときの会計上やむを得ない予算の減額措置であるというのは、実態が違うのではないかと、そのときの方便ではないかと見られるんですが、そうではないということについて、町長の所信をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

あの時点でこの補正予算の議決を求めることについては、計画の変更の議決を求めるものではなくて、財政上どうしてもこの予算についてそのまま放置することができないと私

は判断しましたので、そのことを説明して議決をいただいたというふうに認識しております。その時点ではまだ完了報告（後刻、建替え計画報告書と訂正）が出されておることも含めまして、十分私、その時点では承知をしていなかったというふうに記憶をしております。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） 令和 4 年 3 月の補正を出した時点では、町長は県に対して完了報告が出されたものは承知していなかったということの新たなお言葉が出ましたので、しっかりと議事録に残していただきたいと思います。

だから、この一連の行為は、私の私見を言わせていただきますと、地方自治に基づいた行為ではなく、俺様は町長だから俺が言うことはもう全部聞け、議会なんか関係ないんだ、このようにやるんだという一方的な意思でなされた行為ではないかと推測されます。また、地方自治における二元代表制の根幹を揺るがすようなこういう事態が私はあってはならない、また、こういう前例をつくってはならないと考えております。

また、執行部に原因究明について調査しないのかということをお伺いしましたが、きちんとした答弁が得られないようなので、議会におきましても、議会の議決を得て予算化されたものが議会に諮ることなく執行部の意向で一方的に事業が終了しているという事態の究明を行うべきだと私は考えております。その点、議長におかれましては、ご配慮賜りたいと思います。ということをもちまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（岩本誠生君） はい、移ってください。

○9 番（吉川裕三君） まず、公共事業を行えば、残土が発生します。本町における残土処理の実情についてお伺いします。

まず、長谷山に建設が予定されました残土処分場建設の計画に至った経緯についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生君） 建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 9 番、吉川議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

寺家の阿戸地区、長谷山と呼ばれているところでありますが、そこへ残土処分場をつくるということでの経過ということですが、残されている資料によりますと、平成 24 年度から町内の公共工事による残土の処分場がないということで計画が始まっております。途中で水機構の早明浦ダムのダム湖内の残土処理の計画と一緒にするといいますが、水機構のほうの整備事業となりまして、平成 28 年に水機構のほうから残土処分場の設置についての協力依頼が町のほうにきて、水機構のほうの整備事業となっております。

水機構のほうに問合せをしておりますけれども、なかなか予算が厳しくて、査定をされておまして十分に進んでいないというご返答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） ありがとうございます。

令和 2 年 1 2 月議会の一般質問において、澤田康雄議員がこの長谷山の残土処理場につ

いて質問しております。当時の副町長の答弁によりますと、地元の一定理解が得られ、令和2年10月に水資源機構との協議を再開した。今後とも協議を行っていくという答弁でございます。

これが令和2年10月から現在2年8か月が経過しております。その間の水資源機構との話合い、協議はどうなったか、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）先ほども申しましたけれども、計画がかなり大きなものでありまして、予算の獲得がなかなか難しいということになっております。3年度には若干予算がついて、貯砂ダムというのですけれども、ダムの土砂をためるための堰堤のようなダムを整備するということで、進入路の工事をされていたようでございますが、その後、予算が厳してなかなか事業費が獲得できないということを聞いております。引き続き、予算の獲得については、水資源のほうで行っておるということは聞いております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）なかなか水資源機構のほうで予算がつかないから、話が進まないということで、了解いたしました。

それでは、津家に予定されていた残土処理場についてお伺いいたします。

まず、津家残土処理場建設計画に至ったその経緯についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

平成30年の災害において、かなり町内にも災害復旧をしなければならない箇所が多く出てきました。そのため、町内の残土処分場がない、足りないということで、町内、近辺も含めて残土を受け入れる場所を何とか確保しなければならないということで探してありましたところ、大豊町津家の土地で残土処分が可能なのところが見つかったということで、令和元年に予算化しまして、測量設計、その後整備を進めていたところですが、令和3年5月頃になりまして、地元協議では、整備については当初はできる予定でございましたけれども、最終的に土を入れる段階になってから、やはり崩れてくる心配、そういうようなことのお話が出てきておりまして、協議を重ねましたけれども、なかなか難しいのではないかとということで、今は中止をしておるところとなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）平成30年豪雨に伴い、平成31年、令和元年から2年にかけて、設計委託、また、残土処理場の整備工事が行われて、この残土処分場は既に完成していると。私が調べたところによりますと、この残土処分場の地質調査の委託料が約385万円、測量設計の委託料が163万円、工事請負額が753万円ではないかと思いますが、私の把握しているところでは、総額約1,306万円の財源が支出されたのではないかと。その点について

て間違いないか、再度確認したいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）おっしゃるとおり、委託料、整備工事費、それと、地質調査の委託業務の費用がかかっております。金額は１，３０５万８，５４０円と確認をしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）９番、吉川裕三君。

○９番（吉川裕三君）津家の残土処分場はもう完成したけれども、地元の反対があつて搬入できる見込みがないのか、それとも、今後交渉を続けていって、例えばあと１年後、もしくはどれくらい、将来的に入れる見込みはあるのか、津家残土処分場の今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

なかなか活用については厳しいと思いますけれども、引き続き地元の方にお話をして、何とか活用ができるように取組をしたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）９番、吉川裕三君。

○９番（吉川裕三君）分かりました。

次に、立野の残土処分場の今後の見通しについてお伺いいたします。

立野地区の残土処分場は一時的な利用であり、民間事業者が現在使用されているところへ一時的に仮置きして、その後搬出するというのを聞いておりますが、それでよろしいのか、確認いたします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

立野地区にお借りして残土を入れさせていただいておるところがあります。こちらにつきましては、町のほうで事業によって搬入をさせていただいた分につきましては、国や県の工事に利用されたりとかしておりますので、およそ半分ほどなくなつてはおります。仮置きということには、ちょつとなるのかどうか分かりませんが、また新しく町の残土場としても新たに獲得した用地もありますので、そちらのほうへ出すなどの方向も考えているところでもあります。

以上です

○議長（岩本誠生君）９番、吉川裕三君。

○９番（吉川裕三君）区長会場で、立野地区残土処分場へ搬出した残土は全て搬出する予定であると述べられたと伝え聞いております。この搬入、搬出、こういう仮置場になった残土処理場に入れる場合には、必ずその都度何立米の土を入れたのか、それで、出す場合は何立米の土を出したのかというふうな日報的なものをつけているかと思いますが、先日、請求した資料によりますと、搬入された土量が７，１７７立米で、搬出の土量として８００立米

で、それ以外にも県の本山土木事務所とか、砂防事務所の工事で搬出している事案もあるというふうな報告をいただいておりますが、しかし、ほかの部署であっても、どれだけ搬出したかというのはきちんと報告してねということで、報告してもらわないと、全く搬出したことにならない。数字が余りにも違い過ぎると思いますが、その点いかがか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）すみません、お答えいたします。

搬出土量につきましては、国・県が行ったものについては、問合せをして確認はしております。県の工事のほうで114立米、国の工事で3,000立米が搬出されております。

なお、民間の業者さんがその土地の方に借りて置いている部分については把握をしていないところもございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）立野地区の残土処分場の民間の事業者が入れた分については、町は関係ないのでいいんですが、先ほどの話を聞くと、入れたのが7,177立米で、搬出した数量が、先ほど報告したものは4,000立米ぐらいしかないんですが、残りの約3,200立米弱ぐらいの数量はどこへいったのか、これはまだ残りの3,000立米を今後搬出する予定なのか、それとも本山町としては、立野の残土処分場についての搬出は全て完了しているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

町の事業として搬出する分については、今のところ予定はありませんが、そういう必要になった場合には、国や県に引き取っていただく分も発生すると思いますし、町のほうで利用もすることもあると思います。計画としては、いつどれくらい出すとかいうのは、今のところ確定したものはございません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ちょっと質問と答弁とが食い違っています。

もう一回答弁を精査してください。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）いろいろな事業でできる限りの搬出をする方向であるということ、違いますか。

○議長（岩本誠生君）質問内容が分かっていないわけですか。

○建設課長（前田幸二君）すみません、もう一度お願いします。

○議長（岩本誠生君）正直に答えてください。

それでは、もう一度すみません、9番。

○9番（吉川裕三君）立野の残土処分場に入れたのが7,177立米で、先ほどの減で、出



した数量が約4,000立米弱。ということは、残り3,000立米まだ立野の処分場に残っているのか、それとも、もう全て出して終わったのかということをもとに聞きました。これは一部の町の方に聞くと、いや、もう立野の残土処分場の残土は、町の方は全部出して終わったという話を先日伺いましたので、それをこの場で確認していると。だから、数字的には残りまだ3,000立米弱、立野の処分場には残っているのではないかと。

それで、課長の先ほどの言であれば、残っているのを今後様々な事業で徐々に出していくんだというか、それとも、もう残りの約3,000立米そのものも置いたままにするのか、その点について再度確認したいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）失礼しました。

現在、7,177立米から4,000立米余り今搬出は進んで、町が入れた分全てが出てしまっているということはありません。3,000立米余りが残っております。残っておる分については、様々な事業での利用、もしくは新しく構えた残土処理場のほうに搬出などして、仮置きということでもありますので、出していくような方向で検討をしたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）分かりました。

残土処理に関する共通した事項で質問をしたいと思いますが、公共事業によって発生する汚泥の処理についてはどのようにしているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）汚泥になりますと、産業廃棄物の処理ですが、汚泥が出ることは余り今のところは実際にはないと思っております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）いや、公共事業で汚泥が出ることは余りないと、出たら、課長がおっしゃったように産業廃棄物なんです。だから、ちょこっとだから、いいから入れるということは、産業廃棄物法違反になるんです。だから、汚泥が出た場合はどういうふうな処理をするのか。それと、今まで汚泥は出ていない、全て本山町で出るのは土と土砂であるという答弁をいただいたら、ああそうなんですかになるんですが、先ほどの答弁だと、本山町が産業廃棄物法違反を犯しているのとられかねないんで、再度答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）公共工事で汚泥が出た場合には、産業廃棄物として処理をいたしますし、当然適切に処理がされております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

では、この項を終わりにして、公共交通についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○9番（吉川裕三君）人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等を理由により、買物などの日常的な移動に困難を抱える交通弱者、買物弱者が増加しております。農林水産政策研究所の推計値によると、食料品アクセス困難人口は、2015年時点で824万6,000人に上っております。一方、交通弱者、買物弱者は、本町のような過疎地に限らず、中心市街地においても増加している。地域で暮らす誰もが安心して生活が営まれるような早急な対策が求められると考えております。そのためにも公共事業者への助成、移動販売事業の開設、運営への支援、シェアリング・エコノミーや将来を見据えた自動車運転技術の活用等、移動手段の確立など、推進をする必要があると考えています。

それでは、お伺いいたします。

とさでん交通との関係性についてお伺いいたします。

以前はとさでん交通は、県庁前から田井路線の運行を行っておりました。現在その路線は、高知大学医学部付属病院、いわゆる医大前までの路線を嶺北観光自動車が運行を引き継いでおります。尾崎県政時代に高知県の指導により、とさでん交通路線の沿線自治体は、とさでん交通への出資金を拠出したと承知しております。本町においては幾ら出資を行い、その出資金は現在どうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）9番、吉川裕三議員のご質問にお答えします。

当時の本町からの出資金として、普通株式として31株、1口10万円、310万円となっております。現在もその状況のままとなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）とさでん交通、土佐電気鉄道と高知県交通が合併により、そのときの出資金が資本金として1億円、その半分の5億円を高知県が出されまして、残りは沿線12市町村で出資していると承知しております。しかしながら、現在嶺北3町、大豊町、本山町、土佐町はとさでん交通の沿線町村ではございません。出資する根拠が現在はなくなったと考えますが、本町の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）合併で新会社が出来たときに、議員ご指摘のとおり土佐町の田井までこのとさでん交通が路線バスとして運行させておりました。現状ではそれが医大までということになっておりますので、そういった出資した段階と状況は異なっておるというふうに私も認識しております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

先ほど政策企画課長の答弁でもありましたように、これは出資金、普通株式31株として

出資しております。まず、とさでん交通に対しまして、株式の買取請求を出したらいかがかと思いますが、その点について本町の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えいたします。

設立当初の申合せ等もありますので、それも確認いたしまして、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ちょうど今月、とさでん交通は株主総会が開かれると承知しておりますが、その際に、嶺北3町のほかの首長と相談しまして、嶺北3町はもう既にとさでん交通の沿線ではないので、この出資金何とかならぬかということを質問してみたいかがでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）すみません、総会の情報をお持ちのようですが、私のところにまだ文書は来てなくて、その際に、他の町とも意見交換をしてみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）町長の補足をさせていただきます。

出資金の話で、これまで路線がとさでんから変わったことによるということで、これまで土佐町、本山町の近隣の担当課長とともに都度都度意見交換はしております。なかなか現状直ちにというところの話は、お互いの意見としては出ておりますが、具体的にこれから経営状況を見ながらというところで、すぐというところにはなっていない状況というような確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ちょっとこれはいきさつですが、まず、とさでん交通が出来たときに、県が5億円を出して、残りの沿線市町村12町村の議会の議決を得て出資金を出すという話がありました。その話が平成26年6月2日のとさでん、当時の土佐電気鉄道と高知県交通の株主総会で経営統合が、第三セクターになるという議案が承認されました。それを踏まえまして、平成26年6月12日に開催された本山町議会で、新会社の出資金を含む一般会計補正予算を可決したことを皮切りに、7月14日に南国市、香美市、土佐町の議会がということで、これは本山町が出資金の沿線自治体のまず口火を切って議会として承認をしていると。だから、真っ先に本山町が5億円の割当ての出資をしていると。だから、そのときの義理はもうこの行為で十分果たしていると。だから、本山町が口火を切って協力したんだから、今回もう関係ないだろうと。お金が310万円あるんだったら、我々が助けるべきはとさでん交通ではなく、嶺北観光自動車を協力して助けなければならないと考えますが、その点、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

担当課長レベルではいろいろな論議をしておるといのは、先ほど答弁したとおりでございます。すみません、平成26年当時のことについては十分承知をしておりませんでした。そういった経過も踏まえて、本山町が口火を切ったということでございますけれども、その後、現状のように変更になってきておりますので、そういうことも踏まえて、対応について隣接の自治体とも話をしてみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）分かりました。

では次に、嶺北観光自動車についてお伺いいたします。

現在の嶺北観光自動車の経営状況につきまして、分かる範囲でお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）嶺北観光自動車のまず利用状況ですが、令和3年10月から4月の実績です。医大―大杉1万7,593名利用、西石原便として4,251人が利用、冬の瀬線として1,305人が利用です。これは本山に関するところですが。

令和5年度の運行状況です。医大―大杉便が現在往復3便となっています。現在一定の医大への利用者がいるということを聞いております。田井―大杉便です。これが令和5年3月のダイヤ改正によりまして、往復8便となっております。特急のおおすぎ便の利用状況、利用時間、到着時間に合わせて運行しております。田井―冬の瀬便です。往復3便となっています。朝便、スクールバスとなっていて、昼間の1便の3便となっております。それから、田井―本山―西石原です。これは往復2便となっています。主な利用者としてスーパーや病院への通院などがほとんどという利用状況となっております。

令和4年度の本町からの補助金として出している額ですが、医大―大杉間で1,210万2,000円となっています。冬の瀬便、西石原便で361万1,000円、合計が1,610万2,000円となっているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）嶺北観光自動車には三つのセグメントがございまして、路線バス事業、貸切りバス事業、観光業ということで三つございます。路線バス事業は非常にしんどいのではないかと。逆にコロナ禍が明けまして、貸切りバス事業は非常に好調であるということをお伺いしております。

嶺北観光自動車が本年3月1日から新たな割引サービスを導入しております。この割引サービスについて、本町内においても告知を強化すべきだと考えますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）令和5年3月の改定時に、高齢者の免許返納と中高生の割引

という新たな割引制度が出来ております。一定効果が出ているところと聞いておりまして、本山町の公共交通のさくらバス含めてアクセスを踏まえて、そういった利用の促進のため、今後啓発活動も行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） 中高生の限定割引は生徒手帳があれば料金が半額になる、いわゆる小学生運賃と一緒にすると。運転免許証返納者につきましては、運転経歴証明書を出したら、これも小学生と同じ運賃で乗れるということで、使い方によっては、学校に対しては、前日いきますから、定期のほうが4割引ですから安いかもしれませんが、たまに利用するには従来の片道運賃で往復できるということで、非常に有効性があるのではないかとということで、これは広報でももっと周知をすべきではないかと思いますが、その点いかがお考えか、再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） そのとおりと思っております。先ほど答弁しましたが、移管後、徐々に利用人数が増えてきております。その中の取組、割引の制度を設けたりとか、いろいろな活用をしまして、今後本山町民ならず、土佐町、大豊町の住民の足となることは間違いないので、そういった取組については3町含めてしっかり情報を発信していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） 分かりました。

では次に、さくらバスの運行についてお伺いします。

現在週5便でさくらバスが運行されておりますが、国土交通省が定める基準に対して、どのような水準で運行されているのか。路線別ではなくて、これも基準に満たしていない路線についてはどこだということで、簡潔にお答え願えればと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 答弁させていただきます。

2. 0を超えていないところですが、北山東線、上下関線となります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君） 分かりました。

さくらバスはデマンド交通として運行されております。各地域を週1回、月曜から金曜までということでございますが、例えば現在さくらバス、嶺北観光バスが運行されていない汗見川地区の町道が立野から屋所に至る嶺北観光自動車の路線バスがない箇所とか、様々な箇所があると思いますが、そういう箇所に対して、例えば現在土佐町では、チョイソコとさちょうという会員登録制の土佐町乗合送迎バス実証実験を昨年7月から来年3月末まで実

施されております。路線バスよりは非常に有効性があるのではないかと。また、土佐町議会では、この6月議会における一般質問の答弁の中で、土佐町内のタクシー事業者についても言及がなされております。

交通弱者、買物弱者への施策を強化して、例えばでございますが、本町においてサブスク型の会員制、月額制の乗合サービスが検討できないか。KDDIを運営しておりますauと格安高速バスのWILLERとが共同で行っておりますmobilityというシステムがございます。月額5,000円でエリア内乗り放題、そういうふうな青ナンバー事業者で運行できる、そしてなおかつ町内の公共交通事業者と共存共栄を図る方法はないかというふうなことを模索するべきだと思いますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）前段、冬の瀬便のことをふれましたので、先日の土地議員のときにも説明させていただきましたが、2月末説明会を行っております。要旨は、冬の瀬便について、なかなか使い勝手が悪いというところがありました。今後検討する中で、一つの案としてこちらが示しているのが沢ケ内、もしくは屋所までが終点という考え方の中、それ以上の汗見川の奥については別の形のものを運行できないかということを検討しております。

これも一つの案ですが、そこを例えば集落活動センターなどがデマンドの形で受入れをしながら、奥から沢ケ内、もしくは屋所まで運行し、そこから路線バスである嶺観に任ずるというようなことも検討していけないかと、一つのこれも案として今後住民方と意見を交えて進めていきたいと思っています。

後段で、いろいろ方法があるということを聞きました。今後検討していく一つの題材とさせていただきたいところがあります。デジタルというか、そういった活用する方法も一つあるんですが、費用面のところも、それに合うだけの利用率が望めるかということもあります。また、今後運転手の確保というところでも課題となってくるところで、先ほど吉川議員が言われましたとおり、そういったことも念頭に置きながら、どういったことができるか、今後の公共交通の在り方というものを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

固定資産税についてお伺いします。

新庁舎が完成し、新庁舎での業務が開始された後、非常に市街地での人通りが少なくなっております。家屋の資産価値という点で考えますと、大きく棄損しているのではないかと考えられます。また、本町のハザードマップに示されている土砂災害に対する特別警戒区域に指定されている家屋の固定資産税の評価はどうなっているかの2点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君） 9 番、吉川議員のご質問にお答えします。

まず、市街地の固定資産税という観点ですが、固定資産税の評価替えは3年に1回行われます。次の評価替えについては令和6年度、来年度になります。その鑑定評価額については、前年度1月1日の鑑定評価額、いわゆる5年1月1日の価格ということになります。既にその鑑定評価については、本山町には52点の標準地がありますが、そのうち地価公示が3点、県の基準地が3点を含めての52点となっております。その鑑定評価については終わっております。県の標準地は7月1日に公開ですから、その時点で動きがあるときは、時点修正という処理を行う場合もあります。

ご指摘の市街地ががら一んとなったということですが、市街地は普通住宅用地ということになっております。固定資産税評価基準によりますと、利便性公共施設があるかないかによってあるんですが、役場という格付がちょっと低くて、利便性公共施設というのは何かというと、学校や公園や病院とかが近隣にあるところは評価額に影響を大きく与えられるということがあります。

そういうこともあります。次の評価替えでは、ちょっとすぐ反映がないんですが、令和9年度の評価替え、次の次の評価替えにつきましては、8年1月1日の価格が基準となっておりますので、そのときにまた影響が調査されるものと思われま

す。それから、2番目の土砂災害の警戒区域のレッド地域の補正であります。これは令和6年の評価替えで何らかの形で鑑定評価に減額割合を設けるということになっております。これは嶺北4町村が同一に適用するつもりです。ただ、その割合につきましては、そもそも鑑定評価のときに存在的鑑定評価は、その地区にある危険性とかということについては存在的なもので急に発生したことではないということで、あらかじめある程度のところは評価額に盛り込んでいますので、減額措置は10%から30%の範囲になるのではないかと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）ありがとうございました。

令和6年の来年の評価替えでは、市街地の評価は本年1月1日しか反映されないということで、承知いたしました。

また、今週になりまして、群馬県で固定資産税に関する大きなニュースが2件出ておりますので、本町ではそういうことがないようにお願いしますということをもちまして、次の質問に移ります。

大項目4番、教育行政について。

昨年6月議会でも質問させていただきました本町における川遊びについてお伺いいたします。

テレビ番組で取り上げられたこともあり、汗見川における川遊びが注目されております。

特に吉野地区の吉野堰周辺については、非常に高知県内外から川遊びの方が多くいらっしやっております。しかしながら、指定遊泳区域外であることも踏まえまして、安全性自己責任についての周知を行う必要があるかと思いますが、その点の本町の対策についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）9番、吉川議員の質問に対し、答弁申し上げます。

川遊びシーズンに向けての対策でございますが、まず、町内の対策としまして、本山町では、学校、警察など関係機関による夏前には水難事故防止対策協議会を開催しまして、水難事故防止に向けた協議を実施しております。学校では、基本的に子どもを一人で川で遊ばせないこと、夏休み前には水の事故について注意喚起を行っております。また、夏休み前には、先ほど言いました関係機関からのチラシを活用して、学校全体で注意喚起を行っているところです。児童・生徒を事故から守る対策として、そういった広報等発行を計画しているところでございます。

県内外についてでございますが、例えばモンベルであれば、ライフジャケットの着用でありますとか、そういったことを推奨して、川遊びのときにはそういったPRをしているということを知っておりますし、ただ、自然で遊ぶことにつきましては、自己責任等がありますので、そこら辺につきましても、チラシの中に川遊びでの注意点というのを書いて配布するようにしておりますので、そういった点で注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

この夏の川遊びシーズンの事故がないように、また、従来言われているように、ごみの問題がないようにということの配慮をお願いしたいと思います。

次に、学校教育の現場におけるタブレット端末の維持管理についてお伺いいたします。

GIGAスクール構想により、学校教育現場へのタブレット端末が普及されて約3年が経過されようとしております。アメリカ公益研究グループ教育基金によりますと、2023年に行った調査によると、教育現場に導入されたクロームブックが導入からたった3年で壊れ始めており、修理も困難で持続性が低いということが指摘されております。まず第一に、クロームブックにつきましては修理がしにくいということで、非常に部品が高価であり、汎用部品がないという第1点の問題があります。それで、もう一つがクロームブックの自動更新の有効期限のシステムが既に製造の時点を基準点に8年間の保証であると。だから、既に学校現場に導入したときに、自動更新の有効期限がかなり経過している場合があつて、非常に期間が短いという2点の指摘がございます。

それで、お伺いいたします。本町におきますタブレット端末の導入は交付金措置があり導入することができましたが、今後維持管理について、その費用は市町村の一般財源からの拠



出となると非常に大きな負担になると考えられますが、来年以降、タブレット端末の修理費用の予算計上が必要だと考えますが、このタブレット端末の維持管理についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）GIGAスクール構想での端末の維持管理についてお答えします。

令和3年から本格的に各学校において授業で活用を図っているところでございます。現在活用している町内の小・中学校から、端末の不具合につきまして聞き取りをしたところ、故障などの不具合につきましては、現在のところございません。中では、アプリを使う中で多少の動作にいろいろトラブルがありますけれども、故障までは至っていないところでございます。故障などの不具合が生じた場合につきましては、保険を掛けておりますので、現在のところはそれで対応していくということで考えております。

委員からおっしゃられました、本山町で購入している機種は技術サポートでございしますが、うちの機種につきましては、2027年6月ということで、技術サポートの期間となっております。これが現在の状況でいきますと、この時期になると、端末機器の更新になるのではないかとこのように考えております。

更新については、機械の状況、あるいはこのサポートの期間もございしますので、早い段階から他の市町村も、日本全体で40%はクロームブックだというふうにお伺いしていますが、嶺北地域はクロームブックが県内でも多いと思いますので、事前に更新時期を待たずに、こういったことで予算等の支援があるのか、そこら辺も含めて検討が必要であるというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君）質問中でありますが、間もなく12時を迎えます。この質問は12時10分までが持ち時間でございますので、終了するまで続けたいと思います。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）承知しました。

国の施策により1人1台のタブレット端末が導入されておりますので、今後このタブレット端末の維持管理に係る予算については、国、高知県について求めるべきだと思いますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）吉川議員おっしゃられたとおり、日本全国でこういった取組をされておりますので、国等の支援をいただきたいというふうに考えております。そういった内容で県等とも話をしていきたいというふうにも思っておりますが、一方、国・県につきましては、使用の頻度といったものも関係してくるというところもありますので、そういった動きも併せて、町内での利用も積極的にしながら、費用負担については国・県等へも求めているというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）ありがとうございます。

改正道路交通法の施行により、令和 5 年 4 月 1 日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。本町の現状について伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）吉川議員にお答えします。

議員おっしゃいましたように、改正法がありまして、4 月 1 日から努力義務ということで、着用が改正されております。警察署から資料で説明も受けまして、中高生の自転車による交通事故で、ヘルメットを着用しない場合に重大事故につながっているというふうに資料で伺いました。その資料につきましては、各学校にも配布したところでございます。

小学校では、自転車に乗るときにヘルメットの着用指導、あるいは交通安全教室で着用指導、自転車の乗り方指導など、安全教育を実施しているところでございます。保護者には学校から便りで周知をしていくということで進めております。

中学校では、登下校の際はヘルメットの着用を義務づけております。交通ルールにつきましては、小学校 6 年生のときに中学校の説明会で児童と保護者に周知をしているところであります。また、入学してすぐに中学 1 年生を対象に警察署から来ていただいて、交通安全の指導をしていただいております。その時点で、本年度でございますが、ヘルメット着用が努力義務化されているといったことも周知をしたところでございます。

交通安全につきましては、引き続いて児童・生徒を含め進めていきたいと思っておりますし、職場からも進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）教育長おっしゃったとおり、警察庁の 2022 年の調べでは、ヘルメットをかぶっている人とかぶっていない人との致死率の差が、かぶっていない場合約 2.6 倍になるということが出ておりますし、また、一昨日、来年の交通安全白書の案が出ました。その中におきましても、昨年まで 5 年間の死者のうち 56% が頭に致命傷を負っていたことや昨年まで 10 年間ヘルメットを着用していなかった人の致死率が、着用した場合と比べておよそ 2.4 倍高くなっているというふうなこととか、長野県の先進事例を交通安全白書では紹介するようになってございます。

現在自転車のヘルメット着用は努力義務でございますが、例えばこれをシートベルトを例にとりますと、昭和 46 年に高速道路と自動車専用道路でシートベルトの着用の努力義務がなされました。この場合、罰則規定はございませんでした。それが昭和 60 年に高速道路、自動車専用道でシートベルトの着用義務化になり、これは罰則がつくようになりました。そして、平成 4 年 11 月 1 日に一般道での運転席、助手席のシートベルトの着用義務化が導入されて、これも罰則があつて現在に至っております。このように自転車の利用者のヘルメット着用が現在の努力義務化から将来的には義務化の罰則規定ありになる前提で今後の施

策を考えるべきだと思いますが、その点いかがか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えします。

ご意見の内容はそのとおりでありまして、様々な文献にも引用されておるところであります。そういう義務化に向けての備えも今から心がけていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございました。

以上をもちまして、9番、吉川裕三、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、9番、吉川裕三君の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

休憩 12：04

再開 13：00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の一般質問の続きを行います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君の一般質問を許します。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）皆さん、こんにちは。

議長のお許しを得ましたので、8番、大石教政、一般質問を行いたいと思います。

本日は、大項目で、行政報告や諸課題について、2、早明浦ダム関連について、3、災害・防災対策関連について出しております。

まず、ウクライナ戦争のやはり一日も早い終結を望みます。やっぱり安全な暮らしが大事で、インフラ破壊とか、またカホフカ水力発電所ダム満水での破壊、決壊による大規模災害、人的災害、また避難、ザポリージャ原発、軍事占拠とかテロ、非常に危惧されます。

また、我が国においては、少子化対策、年3兆円児童手当等、来年10月より実施予定、大変喜ばしいと思います。財源は歳出改革でとのことですが、しわ寄せ等が懸念されます。また、防衛財源の予算の捻出、またマイナンバーカード誤登録の改善とか、LGBT法案の成立等ありました。

また、本町においては、稲の田植などの成長、またアジサイのきれいな時期、またツバメの子育て等あります。

それでは、1の行政報告や諸課題についての①一般的には、庁舎には国旗とか、または町旗を掲げるべきと考えますが、本町の掲揚台等の設置予定はないのかお伺いします。

国旗、国歌は、やはりその国や国民を象徴する役割があり、外国の国歌、国旗にも敬意を払う、そういう役割もあると思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）8番、大石教政議員の一般質問にお答えします。

掲揚台の設置の予定はということでご質問いただきました。

新庁舎の建設に当たっての掲揚台の設置について、どういうふうに検討されたのかなということで、私も今回確認をしてみました。設置場所につきましては、数か所候補を上げて検討してきた経過がございますけれども、個人住宅なんかに近いというようなことで、そういった課題もあって、設置を見送ってきておるということを確認いたしました。

今後につきましては、設置場所等について、庁内で検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）よく庁舎玄関前とか、町長室とか、議場とか何かにも、行事等あるときに掲げているところもあると思われませんが、やはり掲揚台とか大事じゃないかと思われまう。日本の国旗だけでなく、やはり外国の人なんかの国旗に対する敬いの気持ちになるんじゃないかと思われまうが、場所等を今選定しているということでよろしいんですか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今回の経過を確認して、今後の設置場所等について検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、更新住宅の現時点での入居状況と懸案事項の戸数問題への協議、解決へ向けての取組、また関係者等との協議等々進んでおるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えいたします。

更新住宅の入居状況でありますけれども、現在、40戸の更新住宅がございます、3戸の空き家がございます。2戸につきましては、現在、改良住宅にお住まいの方で、移っていただければと考えております。残り1戸は、近日中に公募いたしまして、入居者を募る予定であります。

あと、懸案事項の戸数問題や今後の対応ということで、この間、総務常任委員会での調査もあり、答えもしてきましたけれども、現在、町が40戸で完了したというような内容で報告をしておりますけれども、なかなかこれまでのお約束事があるということで、協議が平行線に終わっておるという状況はご存じのとおりだと思います。

解決方法につきましては、引き続き、役場内でも検討しておりますし、ただいまのところ、改めて残りの建設戸数を建設するという結論にまでは至っておりませんので、現在のところ、地元の方と協議をすることの内容は整っておりませんので、ただいまのところは検討中ということであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）当初、計画 50 戸、大きな住宅政策で進めておったと思われるんで、大きい住宅政策が、やっぱり今後、また本町がこういう大型の住宅政策等を進める場合にも、途中で急に変更等があると非常に町民、住民の方の信頼も失われやすいんじゃないかと思いますが、やっぱり大規模な住宅開発というか、住宅整備のときに本当に丁寧な説明と地元といろんな協力もあってできておる政策と思われるんで、丁寧な対応と協議をして、やっぱりお互いよかったねというふうにやっていくべきと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご提案のとおりで、丁寧な対応が必要だと改めて思っておるところであります。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）住宅問題の一日も早い解決を議会も共に目指していくべきと思います。続きまして、③の上街公園の旧プールを防火水槽として有効利用できないか。

今、取壊しもできていない。長いこと放置されたままなんで、やっぱり取壊しもしないんであれば、撤去の間まででも、ちょっと水を半分ぐらい入れておいて防火用の水利に使うとか、それか、何か防火の水利に利用しながら、蚊の対策等を兼ねて魚も飼うてみたりとか、有効利用を考えるべきではないかと思われます。

ただ置いておくだけやったら、やっぱりどうしようもないんで、撤去するなら、いつ頃までに撤去するとか、そのまま置くんであれば、やっぱりちょっと大規模な山林火災等への備えともなると思うんで、水の有効利用とかいろいろ、やっぱり使わず置くんじゃなくって、何か利用方法を考えられるんじゃないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 8 番、大石議員のご質問にお答えいたします。

上街公園のプールについてのご質問でありました。

本議会でも度々プールの危険性をご指摘する声がありました。本年度予算に取壊し費用を計上しておりまして、さきの予算委員会の中でもご説明をしたとおりでございます。

また、調査の結果、プール本体以外のブロック塀の倒壊も危険性が指摘されることから、今回の 6 月補正予算には、69 万 4,000 円の外壁のブロック塀の取壊しの作業も設計委託に加えるという予算を提案させていただいております。本年度内に設計をし、早期に取壊しができるよう進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○８番（大石教政君）懸案であった使われていないプールの撤去ということで、大変いいと思いますが、後の利用等は考えておられるのか。結構広い、いい土地になると思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ただいまのところ、取壊しをして、更地になると思いますけれども、跡地の利用については、今後、検討していくということにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）８番、大石教政君。

○８番（大石教政君）跡地は有効利用を考えていくということで。

続きまして、④として、町の活性化と観光客増加への取組として、吉野川とか上下関より白髪山の登山道整備とか、サイクリング道整備等が重要ではないかと思われませんが、川の利用、散策や釣り、カヌーなど、また、登山道整備、安心安全な整備で新規とかリピーター客も増えるじゃないか。また、サイクリングロードへの標示ペイントとか、いろんなコースとか距離等とかいろんなことをしておく、楽しみながら健康にもなり、いろいろこのコースも通った、本山のコースも通った、隣町のコースも通ったという相乗効果が得られるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）８番、大石教政議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

大石議員のおっしゃるとおり、観光客増加に向けた取組を進めていくということで、現状のちょっと取組につきまして、まず報告させていただきたいと思います。

今年の春も、れいほく観光協会を中心とした体験型イベント、れいほくる。というイベントでございますが、そのイベントを昨年に引き続いて展開中であります。

このイベントにつきましては、嶺北の大自然を満喫しながら楽しむ１４の体験プログラムで企画されておりまして、今年は、本山町のほうでも汗見川のお茶摘み、お茶煎り体験でありますとか、大原富枝文学館茶室を活用しました、呈茶によろそなど、地域資源を活用したイベントを実施、展開中であります。

引き続き、嶺北の春夏秋冬を楽しめるプログラムのほうを計画しまして、観光客の増加につなげていきたいと考えております。

また、白髪山登山につきましてのご提言もいただきました。

白髪山の登山につきましては、長らく作業道等の山地災害の影響もありまして、山に上がる利用が非常にしづらく、影響を受けておりました。

本年度、作業道の復旧作業、町有林になります牛旁山の周辺でございますが、その復旧作業を実施する予定となっておりますので、その復旧作業が整いましたら、上下関からの登山道の経由で、白髪山のほうにアプローチがしやすくなるというふうに考えております。そのような条件が整いましたら、登山情報等更新をいたしまして、観光客の呼び込みにつなげ

ていきたいと考えております。

また、サイクリング道路のご提案もいただきましたが、議員おっしゃるとおり、近年、国道や県道を中心としまして、サイクリングの愛好者がツーリングをしておる光景を見る機会が増えて、あるいは観光資源としての有力なコンテンツであるというふうに期待がされております。

今後につきましては、道路管理者の県土木事務所等との連携を図りながら、安心してサイクリングが楽しめる環境整備を進めるように検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 上下関、行川のほうから白髪山ルートが整備できると、行川とか汗見川、どちらから上がっても、やっぱり反対へも下りていけるというふうにとか、縦走ルートなんかもできやすくなって、非常に山岳観光の幅が広がってくると思われます。

また、今、牧野富太郎さんのテレビ放送とかもやっておるんで、牧野さんブームでも本町にもいい効果が出ておるのではないかと思います、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 大石議員にお答えします。

牧野先生の朝ドラでやられておりまして、若干といたしますが、その効果は本町でも出ておりまして、入場者にもいい影響が出ているのではないかと考えております。

特に、この6月、7月に、本山町、大原文学館だけではなくですが、文学館と土佐町、そして越知をルートにしたツアーが23件ほども既に成立をしております。これは、土佐町と、あるいは土佐れいほく観光協議会と連携をして、ツアーをつくっているところですが、23件、大型バスが来るようになっておりまして、それで計画では800名ほどが大原文学館にこの6月、7月に入場していただけるような、そういった効果も出ております。

この機会を逃さずに、ぜひ大原先生の文学に触れ、親しんでいただくということで、お迎えする文学館でも解説をして、お客様を迎えるようにしております。

また、3回目の企画展につきましては変更しまして、牧野先生が実際に歩いた白髪山を主体とした展示に変えまして、それを3月いっぱいまで展示をしていくということも予定をしておりますので、それに向けても、より多くの集客をしていただくようにしていきたいと思っております。

せっかくの機会でございますので、そういった機会を逃さずに、大原文学に親しんでいただくような機会をつくっていききたいというふうに考えております。

以上、大原文学館を中心とした効果について触れさせていただき、答えとさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 非常にいい効果が出ているということで。

あと、吉野川などが増水した後に、竹とか流木等が橋とか沈下橋等にかかったり、また、

帰全の下、ドウケイワ川の渚の辺に竹とか、またログハウスの下の辺の水のたまっているように、非常に、大雨、増水の後、竹等があつて景観も悪くなったり、また川遊びしているカヌー等、ボート等にも非常に障害にもなつておるような思われますが、増水なんかの後の環境への配慮というか、撤去等の仕組みとか、河川は県のほうになると思われますが、対応等はどのように取られておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）吉野川が増水したりして、竹とかいろんなものが流れてきて引っかかりするところですけども、沈下橋につきましては町の管理ですので、取れるものについては撤去しております。ただ、川のそれぞれの箇所につかかっているものにつきましては、これ、河川は県管理になりますので、土木事務所等をお願いするような形になると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）県の土木事務所等のほうへもお願いしもって、やっぱり長いことそこへとどまって、ぐるぐる竹なんかがすごい大量に、通れないとか危険な状態等にもなるんで、景観、美しい自然で売り出していく中には、散歩散策しても、竹等がいっぱい浮いていると非常に見た目にも景観にも悪いんで、増水後には道路等の土砂等を撤去するような感じで、河川の竹等、障害物の除去も対応していくことが肝要ではないかと思われますが、やっぱり道路維持のように、河川維持も県と協力しもって、体制を整えていくことが大事ではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

確かに、吉野川のほうも観光にも非常に大事な場所でありまして、土木事務所と県の管理の担当のほうと相談・協議をして、できることでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、⑤として、町道の標示ペイント等が薄れて見づらくなっているところもありますが、やっぱり安全対策等の観点から、標示等、止まれ等、分かりやすくしておく、非常に交通安全の面からいいんじゃないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

道路標示、止まれとか、いわゆる側線といいますかラインですね。その汚れや破損については、安全な通行を阻害して、場合によっては事故の原因にもなりかねないというような面がございます。

道路標示については、県警察のほうの管轄となりますけれども、町道に標示、設置されて



いる部分につきましては、薄くなったり破損したりしているものについては、道路管理者の、町道の管理者の町のほうで補修することは可能であります。また、補修も実際したこともございます。

現地の調査をしまして、できれば、舗装工事とか交通安全施設の工事なんかも発注をしておりますので、その際に併せて補修をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）やはり本町の場合も、坂道もあったり、見通しの悪い交差点等も多いんで、非常に大事なことと思われま。

続きまして、早明浦ダム関連について伺います。

ダムにはメリットとかデメリット等もあります。

早明浦ダム、①として、旧役場を早急に撤去し、跡地にダム関連の事務所、寮等を誘致し、町の活性化につなげないかということで、ダムにはメリットとして、貯水とか水量調整、ダム湖の利用、また川イベント等あります。また、デメリットとしては、清流の濁りや魚の減少、ヘドロ等の付着等がありますが、メリットを生かして、共に成長していくことが大事じゃないかと思われま。

今度、早明浦ダム再生工事が約 6 年ほどあるんで、4 か町村、本町、大川村、土佐町、大豊町等で協力して、早明浦ダム再生工事の人口増、雇用増の需要を取り込むことが肝要ではないかと考えま。コロナ後の次の成長、発展に向けて、生かすべきではないかと思われま。

工事等により人口増加、子どもの増加、住宅、飲食、屋台村、キッチンカー、娯楽、医療、健診の増加、また仕事や雇用増、事務員とか寮の賄いさんとか、工事等いろんなコロナ後の今後の本町発展のための、6 年ぐらいとも思われまが、非常に大事なつなぎになり、また人口の定着も残るんじゃないかと思われまが、伺います。

○議長（岩本誠生君） 副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君） 8 番、大石教政議員の質問にお答えをいたします。

早明浦ダム再生事業は、本年度より本体工事が始まりました。町といたしましては、多くの作業員の方々が再生事業に携わることになることから、昨年 5 月に、水資源機構池田総合管理所、それから土佐町の早明浦ダム高知分水管理所、そして早明浦ダム再生事業推進室に出向きまして、本町には 2 か所の寄宿舍建設のための可能地があることを請負業者のほうに紹介してほしいという要望をしてきたところであります。現在、そのうちの 1 か所につきまして、寄宿舍建設に向けて、話が進みつつある状況であります。

議員提案の旧役場建設地の活用方法につきましては、現在、まちなか活性化委員会でも協議をしておりますし、何よりも地域住民の理解と合意が必要でありまして、長期的に地域の活性化等に結びつく活用ができればというふうに考えております。旧役場建設地にダム関連の事務所、寄宿舍を誘致することについては、現在は考えておりません。

また、質問の中にありましたように、ダム再生事業によりまして、本町の町民の方々の雇用にもつながっていければというふうにも考えておりますし、そういう施策も打っていかねばならないし、要望もしていきたいというふうにも考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 今、せっかくダムの再生工事で非常に大きい需要がある。やっぱりこれを今、町内に 2 か所寄宿舍の誘致、紹介というのであれば、2 か所を早急に紹介して、今の需要を取り込んで、本町の次の成長の足がかりというか、なかなかコロナ後の今本当に疲弊した状態の中から、本町、嶺北の 4 か町村が立ち上がっていく起爆剤になるんじゃないかと思われるんで、やっぱりこの需要をしっかりと捉えて、ふだんは濁ったりとか魚も減ったりとかいろいろある中で、こういう大きい需要というか、これをしっかりと捉えて、本町の次の発展の足がかりにしていけることが非常に大事で、コロナ後に、本当にコロナ関連の予算とかも減った中で、今度は新たな需要、雇用とか住宅と人口増、また、子どもさん等も連れてくれば子どもさんの増加と、非常にいい影響があらうと思うんで、これはやっぱり町執行部、行政、官民挙げて取り組むことが非常に大事で、いながら流れていってしまうのは非常にもったいないというふうに危惧されますが、やっぱり力強く積極的に行政のほうとしても、宿舍の用地等も情報提供等をし、しっかりと取り組んでいくことが大事だと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃいましたように、多くの作業員の方がこの嶺北地域に来るようになりますので、やはり地域のものを使っていただくとかいうことも、積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

先ほど言いましたように、寄宿舍のほうにつきましては、水資源のほうから請負業者のほうには紹介をしていただいておりますというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 続きまして、②として、ダム工事により粉塵とか騒音等があり、その補償として、吉野小学校への空気清浄機等設置ということですが、吉野小学校、運動公園等への騒音・防塵対策等として、体育館等にもエアコンとか空気清浄機とか、防音シート、カーテン等整備を要望できないのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 大石議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

ダム再生事業の工事の補償による吉野小学校等への対策についてでございますが、ダム再生事業に起因する工事の騒音対策で、窓を閉め切ることによる換気対策として、空気清浄機などを設置する費用負担として、費用負担が事業者があり、今議会で提案をさせていただ

いておるところであります。

体育館への騒音対策としましては、体育の授業のときにどれくらい影響があるのか、今後、確認もしていきたいというふうに考えております。

工事における防塵対策につきましては、事業者が対応・対策をしていくものと思われまして、どのような影響があるのか、状況を見ながら、必要に応じて協議になろうかというふうに考えております。

防音シートでの対策につきましても若干検討してきましたが、設置をしますと、吉野小学校でいいますと、教室からの景観、そして台風などの強い風のときの影響を考えると、できればほかの対策をしていきたいということで、今回は、教室での対策は、窓を閉め切って、空気清浄機による対策を選択したところです。

今回のこういった対策につきましては、想定される工事の騒音の事前対策でございます。今後、教育学習活動の場面におきまして対策が必要な場合は、事業主体の水資源機構さんとはその都度協議して、環境改善の向上をしていきたいと、一緒に話す場をつくっていくということになっておりますので、そこで協議をしていきたいというふうに思っております。

あと、吉野運動公園につきましても話がございましたが、公園での騒音、防塵対策、広いということもありますし、運動中でございますので、どういう影響があるのか、これ、今後の状況を見てということになろうかと思えます。必要に応じて協議と、意見もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）よう市内等のテニスコートみたいなどころでは、網の中にまたシートを貼ってあるようなところもあったりして、風の強いときには、何かちょこっとシートを開けて風を通すようなところもあったりとも思われます。やっぱり粉塵なんかも、散水等もしてやられると思われそうですけれども、なかなか小さい粉が風に乗って飛んでいくのを全部抑えることもできないと思われそうですし、現場のほうでもなかなか防音等も非常に限度があると思われそうですんで、体育館等も、この際に協議して、やっぱりエアコン等を設置しておけば、エアコン等を使ってもいいし、要らるときは開放して、そのまま使うでもいい。非常に有効的に、エアコン等ついておると、災害等の避難のとき等にも非常にいいんじゃないかと思われそうですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 答弁を申し上げます。

エアコンにつきまして対策はできないかというところでございますが、工事に起因して、影響があったものに対しての対策でございますので、それを設置するに当たっては、こういった影響があるのか、そういったところが重要になろうかというふうに思います。体育館のエアコンになりますので、金額でどうのこうのではないですが、非常に多額の金額にもなるというところもあります。現在のところでは、日中、長時間に使う教室において、その対

策を重点化していくということで協議をしてきておりましたので、体育館につきましては、学校の活動の中では時間が限られてもきますので、どういった影響があるのか、工事によってどういった対策が必要なのか、それをきちんと見ながら、話ができる内容で協議もしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 続きまして、③として、ダム工事で 1 日 1 5 0 台の工事車両が増える、国道 4 3 9 号線井窪地区は、今でも大型等が来ると、乗用車等を大型が止まって待っているような状態ですが、井窪地区の交通渋滞が予想されますが、あそこが非常に混みますと、住民の方等の生活への影響の対策をどのようにしていくんか、県・国への要望等、信号機とか交通誘導員とか、大型が来たら、手前で予告信号で行き会わないようにとか、何らかの対策を取らないと、あそこがやっぱり渋滞していくと、生活への影響も非常に受けるんじゃないかと。また、救急等のヘリポート等もあるんで非常に危惧されますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 8 番、大石議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1 5 0 台の件なんです、これは最大量ということで、水資源から聞いております。今、施工業者さん決まりましたので、減額というか、台数のほうは抑えていくような施工計画を出すような手だてを今していると聞いております。その上で、水資源機構からお話を聞いておりますのは、令和 6 年の秋頃から、現在の受注者が施工計画を基に、最大量が発生する時期だと聞いております。骨材の搬入業者の選定、安全対策の検討を現在行っているところだと聞いております。

引き続き、水資源機構には、見通しの悪い道路や、先ほど言いました 4 3 9 号の井窪地区のところ、また歩道や狭小の道路などへの道路誘導員の配慮など、安全対策を講じるよう、地元住民の安全に十分配慮するよう、これからも要望していく考えでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 工事そのものが 6 年度からといっても、やっぱり今でも事前準備とか、いろいろ車等も増加しておると思われます。車が増えないときでも、やはりなかなか大型同士とかいうのとはいろいろ違いで、ちょっと長く待っておいてから通ったりというふうに、今でもつかえておるような状態なんで、それが最大 1 5 0 台通らなくても、やっぱり朝晩の通勤通学の時間帯を外しての中での 7 時間弱の間に集中して通るようになると思うんで、ダム関係の車はその時間でも、ほかの車なんかもやっぱり時間関係なしに通っているとか、重なってくるんじゃないかと思われそうです、来年 6 月というとあつという間に来るんで、早急に交通シミュレーション取って、どういう対応というか対策で、どんなようになるかもやって、住民生活に影響が出ないようにとか、どのようなこと、影響が考えられるんかとかも調べておくと、やっぱり病院へ行くときも間に合わなかったりとか、市内のほう

へ通勤通学で行ったり来たりしゅう人らにも影響等も出たらいけないと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）再生事業に関してのみのちょっとお答えになってしまうところありますが、現状、先ほど言いました国道のところの話がありましたが、今現在、再生事業受注決定しています3工事があります。その中で、今、トラックも含めてどれだけの量というのはまだこれからなんです、そういったところも水資源の再生事業推進室ほうにあるんですが、そこを確認しながら、通行量については注視しながら、また、そういった住民のご意見があれば、直ちに私の政策企画のほうから再生事業推進室のほうにもご相談すると、要望を上げていくということにさせていただきたいと思っています。

なお、最大量というような話を先ほどさせていただきましたが、令和6年の秋からという今、工程です。

なお、全体の施工計画に、本番の計画につきましては、年度内にルートと台数のほうは一定お示しできるかという話は聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、3として、災害・防災対策で、自然災害等増えております。今の梅雨時期の大雨等、また梅雨と台風が重なったり、また線状降水帯等もありますが、情報発信とか、また避難者対策、避難弱者等の方も非常に避難に困難を極めているというか、避難したいけれども、避難所では一緒に生活できないとか、避難するのに、なかなか避難ようせんけん、家におるとか言われる方もおります。

やっぱり取り残さない避難、元気な人なんかですと、避難とかもスムーズにできるんですけれども、やはり非常に避難弱者の人なんかは、本当に足腰も弱ったりとか、精神的にも非常に疲れているとかの苦勞されておる方等も見受けられますが、対応・対策等をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）8番、大石議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、情報発信と避難者対策、二つということでしょうか。

まず、情報発信の部分でありますけれども、近年の災害、特に台風の情報につきましては、いち早く情報が入手できて、備えができるという状況にあります。ですので、5日ぐらい前から、接近しそう、あるいは上陸しそうな内容につきましては、状況を見ながら住民の方に大雨への備え、あるいは農業者の方に対しては農作物の備え等を周知をするということに努めておるところであります。

情報発信は、町の告知端末と併せまして、災害協定をしておりますヤフーとの情報提供がありまして、そこに入力しますと、携帯電話にいち早く情報が発信できるというものを利用して、万一の備えに対応しておるという状況であります。

もう一点は、避難者の中で特に配慮が必要な方というところでは、ご指摘のとおり、なかなか高齢の方でしたら、お一人では来られないという方もおいでますし、そういう場合は、いち早く避難所のほうに来ていただくようなお声がけと、場合によっては消防団とも協力しながら、避難所に来ていただくような対応も取りたいと思います。

ただ、避難をされる方が避難所に来られなくても、自宅で安全が確保できるようなことでしたら、自宅のほうにおいて、必要な物資等の提供なんかも対応はしていきたいと思えますけれども、いずれにしても、事例によって状況を見ながら、災害のときには対策本部会も開きますので、そういう配慮もしていきたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 情報発信の中で、いろんなところに外部スピーカーでも発信しておると思われませんが、ふだんでも外部スピーカーが聞こえにくい、聞き取りづらいというところもあるようですが、点検等もされておると思われませんが、やっぱり調整等定期的に行われておるんか。

あと、町の福祉避難所等はどれぐらい受入れ可能とか、町内何か所ぐらいできておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 大石議員のご質問にお答えします。

まず、前段の通信機器の補修でありますけれども、これは年間を通じて調査を委託しておりますので、それに基づきまして、不具合のほうありましたら、点検ができるような体制にあります。

また、住民の方から、聞こえにくいとかいうふうなご相談も、最近はありませんけれども、以前あったときには、そこへ赴きまして、聞こえる状態、そういうのを調整したという経過もございます。

あと、福祉避難所ですけれども、現在、保健福祉センターですね、ここを福祉避難所に指定をしております、受入れ人員ですけれども、大きい会議室と小さい会議室とがあります。具体的に何人というのは言いづらいんですけれども、20名から30名ぐらいの方が避難ができるというふうには考えております。その際にも、個別に区画が整理できるような対応も取れるという状況であります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君） 誰も取り残さないような福祉行政をやっていくということで。

これで、8 番、大石教政、今日の一般質問は全て終わりました。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君） これをもって、8 番、大石教政君の一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 14:01

再開 14:10

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君の一般質問を許します。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）どうもお疲れさまです。

最後になります。10番、岩本誠生、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきますと思います。

先ほどまで、9名の同僚議員のほうから質問がありました。今回から、一般質問の持ち時間が1時間30分ということで、非常にスムーズに、そしてまた内容が充実した状況で今まで進んでまいりました。私も、通告してあります内容につきましては4問でございますけれども、簡潔にご答弁をいただきながら、議事進行に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、第1番目の項目でございますが、町長の政治姿勢と行政運営についてという項目であります。

この項目については、毎回、同じような形で、1番目に質問をさせていただいているところでございますけれども、今回、特に前の3月の定例会のときからの継続でありましたんで、確認も含めた意味で質問をさせていただきたいと思うんですが、3月議会を通じ、そしてまた今回の6月議会の中でも、同僚議員からも出ておりました令和4年3月の予算の執行に関する件、それから当然、それに伴う更新住宅の件、様々な形で質問が出ておったわけですが、この問題は、このまま放置すること、これ私は許されない、何らかの形で解決をしなければならないということは、常に町長に対して投げかけてきたところであります。

町長も当然、そのことについては答弁の中でも、何らかの解決をしないと、そういう思いは同じだと、引き続き、議会の総務常任委員会とかの指摘も受けておるんで、議会の皆さんとも相談して、解決策について探っていきたいと、こういう趣旨の答弁をされておるところであります。

しかし、そういう答弁をずっと繰り返したままになりますと、やはりずっとこんな状態で、またこういう状態が続いて解決しないということになってきます。明確な対応なく、1年以上も経過をしておるということからすれば、ぼつぼつこらあたりで解決の糸口をつかんでいかなければいけないということで、再三、町長にお願いを申し上げて、県のほうへ行って、今後の対応をどうするかということを相談してきませんかということを申し上げてき

たところであります。

町長もなかなか公務ご多端の折でありますので、予定もなかなか取れなかったということもあって、去る6月8日に、町長と副町長、それから私と副議長と4人で、県の住宅課に出向くことができました。

これまでは非常に重い腰でありまして、この腰は一体何トンあるんだろうと思うぐらいの重い腰でありましたが、やっと腰を上げていただいたということでもありますし、決断をしていただいたということかと思います。しかし、それ以外に解決の方法はないじゃありませんか。本町で解決できなかったら、その指導をしてくださる県・国に対して、この問題をどう解決したらいいのかということ、当然、指導を受けながら解決策を見いだしていく、これが私は適正な方法であったと思います。

そんな中で、内容については、また町長の今後の政策的なこともあるから、こうだったということは私は触れませんが、しかし、その中に、私はやはり解決すべき方法が見いだせたんじゃないかと、ある程度、解決する手段というのが見えてきたんじゃないかというふうな印象を受けておるわけであります。

町長、いかがでしょうか。この問題を解決するために、県へ行つて、ある程度話してきたことによって、この問題が解決する方向に向かうんじゃないかと、そしてまた、そういう解決する方法というものを町長として打ち出せるんじゃないかというふうに、私は期待をするんですが、町長の考え方をまずお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えします。

更新住宅の建て替え事業につきましては、本事業の観点と地元への説明の経過などを踏まえ、この1年余り、何らかの解決ができないかということで検討を続けてまいりました。が、まだ解決に至っておりません。

地元の皆様に対して、信頼を失っているということにつきましては、誠に申し訳なく、おわびを申し上げるところでございます。

これまでの経過や問題点につきましては、論議を重ねてまいっておりますので、一定の整理されてきた部分もございますが、この問題につきまして、何とか解決が図られるよう、先ほど議員のほうからも発言がありましたけれども、関係機関などの助言も今後いただきながら、解決の糸口をつかんでいきたいというふうに思っております。また、町全体の住宅施策の中での検討ができないかというようなことも踏まえまして、解決の糸口をつかんでまいりたいというふうに思います。

議会とも、今後とも、解決策について相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。



○10番（岩本誠生君）答弁はそういうことだろうと予想はされておりましたけれども、あまり前向きな答弁ではないような気がいたします。

そこで、昨日から、そして午前中から、先ほどの同僚議員までの質問の中でも、再三、更新住宅の問題が出てきたんですけれども、特に補助金、助成金、社会資本の助成金の問題の手の関係で、完了届というような言い方をされていましたが、完了。完了という言葉は再三使っていました。

これ、ちょっと違うんじゃないかなと。完了ということじゃなくて、私は、変更申請であったというふうに受け止めておるんですが、多分、答弁にそういう言葉が再三出ておるんですが、もし何でしたら、今ご訂正をいただいておりますと、完了ということになるとまた話が違ふと、こういうことになりますので、ちょっと確認のために、答弁も求めたいと思います。

（「ちょっと休憩にします」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 14：19

再開 14：19

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

すみません、質問のときに完了という言葉が出ましたので、私もつい完了という言葉を使ってしまいましたが、建て替え計画報告書でございますので、完了報告ではございません。すみません、議事録の訂正も含めましてご配慮お願いしたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）そのようにいたします。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）そういうことでご訂正をいただいて、話を続けたいと思います。変更申請書であるということ。計画の変更申請であったということは、まずはその計画そのものは存在しておるというふうに理解をしつつ、話を進めてまいります、そしてその中で更新住宅の戸数の問題だけではなくて、更新住宅団地に対する対応として、改良住宅当時にあった集会所とか、そういうものも今回対象になっているというふうに理解をいたすところです。今まで改良住宅の西木戸とそれから銀杏ノ木には、それぞれ集会所を含んで建設をされておったわけで、それが除去されるということになると、実質その集会所がなくなることになれば、その集会所を当然事業で建設でき得る可能性はあるんじゃないかというふうにも考えられるんですが、そこらあたりはどのように理解をされておるか、ご答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）先日、県のほうに出向きまして、その件についても調査してみると、検討しますという返事をいただいて、その返事をまだいただいてごさいませんけれども、その件についても県のほうにご相談をかけたところです。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）県のほうへ私も一緒に行っておりましたので、そのいきさつは横で聞いておったんですけれども、私も申し上げたんですけれども、そのメニューの中にはあると、メニューですね。更新住宅に付随する附帯施設等のメニューの中にはあるということは、当然持っておった要綱の中には書かれておったということね。それが今回、申請して適用になるかどうかということは、話は別として、メニューの中にあるから結局可能性としてはあると、こういうことになるわけですね。だとすれば、そういうことも含めた状況で、地域の皆さん方と原点に返ってもう一度やはり話し合いをされるということが大きな前進になるのではないかというふうに思うんです。このままいきますと、やはり住民との信義信頼ですね、信義誠実の原則、私ども信義則という言葉を使います。これは民法における法的用語ですけれども、お互い信頼を持って義務・権利を果たしていくということを意味するところなんですけれども、それが薄らいでくると、やはり行政とのつながりというのが非常にこれぎくしゃくしてくるんです。いつまでもしこりを持っていくということになる。これがだんだん広がっていくと、もう行政不信、今でも起こりつつありますけれども、行政不信が蔓延してくるということになって、町政の混乱ということにもつながりかねない。

だから、そうならんために、やはりそれぞれが行政とし、住民とし、議会とし、それぞれの知恵を絞り合って解決策を見いだしていくということが必要ではないかと。私、危機管理の原則からいって、物事が起こったときに、いかにそれに適正な判断をし、解決をしていくかということだと思っています。だから、起こったことはもうしょうがない。だから、それを今度はどうしていくかということが重要だというふうに考えたときに、今までも町長は、前町長からの問題もあって、かなり答弁は気を使った答弁をされてきましたけれども、もう1年半、澤田町政をずっとこれまで行ってきたわけですから、ぼつぼつ澤田町政色いうもの、澤田色というものを、色合いを出していかなければいけないと。ただ、やり残しのものがあるからまだそうはいかんよというところがあるかも分かりませんけれども、しかし、新本山橋の問題もやっと解決のめどがつき始めたということ。だから、まだ片づいていないものはあるけれども、徐々に片づけていく。そして、とにかく澤田町政になってこうやったんだというものをこれからつくり上げていくためには、町長の決断も必要だというふうに私は思います。

この問題については、今申し上げたように政策的なことがあるので、何をどうするか、例えば50戸をどうするかとかいうことは、今日は私は触れませんが、しかし、何らかの形で解決策というものを町のほうで考え、議会とも協議をして、住民に提示をすることができる可能性はあるということを私は考えておりますので、町長もそういう認識の下でこ

れの対応をしていただきたいと思います。まず所見をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

もう行政不信に結びつかないように、昨日、今日といろいろなご質問もいただいておりますけれども、それなんかも肝に銘じまして、行政不信を招かないように行政運営に当たってまいりたいと思います。更新住宅の建て替えの事業につきましては、この解決に向けて一層努力していきたいと、汗をかきたいというふうに思っております。

○副議長（澤田康雄君）１０番、岩本誠生君。

○１０番（岩本誠生君）そのようなことでの対応をぜひお願いしておきたいと思うんですが、それともう一つ、今までの同僚議員との質疑応答の中で気になったことがあるんですが、町長は、その変更申請について、予算の減額のときとこの時期の問題との関係で、予算の減額を指示するときには変更申請のことは分かっていたんだと、こういう答弁をされたように思うんですが、されましたか。ちょっと確認します。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

令和３年の補正予算を検討したのが１月末か２月頭ぐらいだったと思いますけれども、その時点でこの予算があるということについて確認したときに、執行見込みもない、財源裏づけもない予算が残っておるということで、そのときに、これはそのままおくと決算で不用になると。それではいかんのではないかということで、補正で落とす判断をしました。その時点で、計画の変更について、就任して１か月ちょっとですけれども、そこまで、先ほど記憶にないと言ったんですけれども、その時点で変更が出されているというような記憶がどうも私には曖昧です。ただ、その後の経過で、計画変更をしておるんなら予算も整合性を取るのが筋だという答弁を繰り返してきましたので、どこで理解したかというのは、すみません、何月頃というのは十分記憶に残っておりませんが、補正予算を検討した段階ではまだそのことについて認識していなかったのではないかというふうに記憶をしております。

○副議長（澤田康雄君）１０番、岩本誠生君。

○１０番（岩本誠生君）町長がそういうふうに認識をしていなかったということでもありますけれども、もしその変更申請がなされていなかった場合、していなかった場合、その予算の裏づけは、なかったことはなしに、あったんじゃないかと、逆に。財源の裏づけがあったんじゃないかと、こういうことになってしまうんですね。私は、変更申請がなされておったので、予算が財源の裏づけがないから減額をせないかんという理解をしておったんですけれども、そうなってくると、例えば令和３年の予算というものは、繰越しの繰越しだからなかったのか、それとも、だったら令和３年の予算は組んだらいかんのではないですか、もともとないということになりや。そうでしょう。その中の分の、そういうことなんでしょう。

そういう意味なんですよ、私言っているのは。

だから、妙に当初から段取りがおかしいんじゃないかということになってしまうということ、そこら辺もうちょっと明確にご答弁をいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）あの時点で私が認識したのは、予算残についての財源裏づけがなかったように記憶をしております。この事業につきましては、繰越予算と現年度予算を使いながら事業を進めてきたという経過がございますので、令和3年に予算化をしたものについて、全てに当然財源がついていなかったということは、これはございませんので、その不用として落とした部分について財源の裏づけがなかったということで、令和3年度当初予算に組まれた社会資本整備総合交付金の国費申請については、その2億円余りについては、財源裏づけがあつたときにないという確認をしましたので、ただ、それを上回る予算が生まれとったと思いますので、それについては補助申請を取っておったというふうに記憶をしております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それも今となつてはもうどうしようもない話でありますから、もうそれを言っても詮ないことでありますが、ただ、後から総務常任委員会の中で町のほうから説明があつた部分と、今まで我々が認識していた分とのやっぱり矛盾点がそこにあるんですね、矛盾点が。どういうことかといいますと、令和4年に立てる財源というものがある程度その令和3年の予算を組む前に考えられておつたということを述べておるんですね。これお聞きになったと思うんですがね。令和4年には、例えば5戸ですかね、5戸建てると。すると、その50戸を40戸にするというのは、一体どの時点で出てきたんだということになってしまうので、ある程度内部的には、事務サイドとかそこらあたりではもう既に4年のときまでを考えて、3年に建たんものについては4年にして、4年にはこれだけの財源をつくってやりましょうねと、そうしたらちょうど50戸になりますねという話だったものが、いつの間にそんなになったのかということが、実にこれ謎なんです。ミステリーです、まさに。だからそのミステリーについて、町長も再三、これについては私は分かりませんか、当然のことなんですけれども、我々も実は分からない。

これは、だからもう一遍、同僚議員が言ったように、そこらあたりを精査して、こういうことが二度と起こらないようにするにはどうしたらいいかということを検討をするべきであるというふうに思います。町長としてはどうでしょうか。総じて、分からんことは分かるようにして、やはりお互いが理解をし合つて、行政の適正化を図っていくという提案については、いかがお考えでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

予算の執行の仕方は、その2か年をまたいでうまく運用しながら、繰越予算と現年予算を使いながら、建ててきたと、事業を執行してきたということは、これは間違いないと思います。やはり、その計画の変更のタイミングと予算の整合性が取れていないということについては、これがどうしても理解、私もできないところがありまして、それはもう少し私も経過を調査してみなくてはならないと思いますけれども、やはり計画を変更する大きな事業ですね、経常的な予算なんかにつきましては増減について補正予算で説明もさせてもらうんですけれども、こういう大きな事業、建設事業なんかにつきましては、大きく計画を変更するときにはそれを説明した上で、やっぱり予算も整合性を取るという手続を踏むべきだと。それがなされていないというところに、今回本当に議会の皆様にもこれは議会軽視じゃないかと言われたら、私はもうそのとおりだろうというふうに思っておりまして、反省もしなくてはならないし、今後こういうことが起こらないように、どうしてこういうことになったのかというのは庁議の中でも話してみたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）澤田町長の政治姿勢として、このままもう解決を先延ばしにはしないだろうというふうに私は期待をしていますし、今後解決に向かって議会ともどもまた住民の皆さんに十分説明ができるようなことをお願いをして、この問題については終わりたいと思います。

次に、地域活性化の件についてお尋ねをいたします。

今、本山まちなか活性化計画というような形で、いろいろ研究をされておりますし、皆さん方、住民の皆さん方からの代表がそれについて、それぞれの調査をされ、提言をされているのを見せていただいているところではありますが、その中で、やはり観光と商工業、これは切っても切り離せない、もう連動した形で振興策を考えていかなきゃいかんというふうに思われるわけであります。

そこで、先ほど教育長だったと思うんですが、れいほく観光協議会の実績ということで、ツアーが何件か来るというふうなこともありました。これ、当初この観光協議会が設立されたときに、非常に費用対効果も含めてその成果というもののあれが心配をされておったんですが、まだ私も見えてこない。十分見えてこない。本町にとってどうなっているか、また嶺北にとってどうなっているかというのが非常に見えてこないというところはあるんですが、ここらあたり、本町としてこの協議会の役割及び今までの事業の執行状況等を見て、どのような判断をされているかということをお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）10番、岩本誠生議員のご質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

土佐れいほく観光協議会のまず職員体制につきまして報告をさせていただきます。

○10番（岩本誠生君）議長、あのね、職員体制とか、そんなの聞きやせんのやから、時間

がないからできるだけ質問に対してだけ答えてもらいたい。

○副議長（澤田康雄君）質問、簡素にお願いします。

○まちづくり推進課長（田岡明君）わかりました。現在、このれいほく観光協議会のほうが、嶺北4町村と高知県が連携して設立され、運営されて実施をしております。なかなか本山町の取組が見えにくいというようなことでありますが、昨年度、主な事業内容としましては、体験型の嶺北の取組ということで、嶺北力というような新しい観光の掘り起こしというようなこともさせていただいております。本山町のほうでも、ワンダーツリー高知ツリークライミング等の新たな観光の形態が生まれております。また、本山町の商工業との連携の部分では、土佐町とこれ連携しておりますが、あかうし街道スタンプラリーというような事業を実施しております、土佐あかうしを活用した飲食業との連携というようなことも観光協会を中心に実施をしております。また、昨年も実施しましたれいほくクーポン事業ということで、嶺北のほうに宿泊をしていただいた方に対しまして、3,000円のクーポン券を配布をさせていただきまして、主には冬、観光客の少ない時期に観光需要を呼び起こしたいということで、これにつきましてはかなり本山町のほうの商店街でもそのクーポン券を利用した食事でありますとか、いろんなお土産等の購入があったということで、地域経済にもつながっておるということを聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）まだそこらあたり、私は理解をしていない部分が大分ありますので、理解していない者がいろいろ言うてもいけませんけれども、ただ、伝わってきていないということだけは言えますよね。伝わってきていない。あそこにれいほく観光協議会があるけれども、それが一体どのようにみんなに伝わって、物事が進んでいるかというのが分からない。分からないところへやっていますよと言うて、いや、それはまだですけども、やはりこう、目に見えるような形でやること、これが観光であると。光が見えると書いて観光と書いているわけだから、やはり見えなきやいかん。そういう意味からすれば、もっとやっぱり積極的な対応を期待をしていると。これ期待しているんですよ。エールを送っていると思ってください。批判をしているんじゃない、エールを送っているんですよ。

だから、ぜひとももうちょっと。というのは、前にも話したことあるんですけども、嶺北広域行政に広域政策室というのがあって、観光部門を担っておりました。それで、当時は5か町村でしたけれども、5か町村の観光をやっていましたけれども、なかなかまとまらなくて、うまいこといかなかったという事例があります。しかし、その中で一つだけ、一つだけとは言わないけれども、大ヒットがあった。ネイチャーハントという本がありまして、各山をずっと網羅して一冊の本にした。これが今でももうあちこち問合せがどっさり来ているんですね。幻の案内本と言われるぐらい。嶺北広域が出してもう1冊しかないの、向こうに。本山町でも企画かどこかに1冊か2冊しかないんですね。ところが、希望する人がどっさりおる。これ、何かこう、これを一遍復元をして、現代版にして出すということも一つの

これからの観光のためにいいのではないかなというふうに思いますので、またこれも研究をしていただきたいと思います。

観光といえば、今言うたように、どうしても商工業と結びつけて、6万人モンベルの人が来ておれば、その半分でも、それから3分の1でも、町内へ入ってきていただく。そして町内で買物をしていただいたり、町なかを楽しんでいただくというようなことを今後していくようなことを考えていかにやいかん。そのためには、やはり本山城址、本山の城跡を整備をするということ、これがもう本山のシンボルとして絶対私は必要だと前から言っている。教育長に言わすと、今、発掘作業をしていますのでということ言っています。それで、この間も発掘調査の成果をちょっと聞きに行ったら、握り拳ぐらいの瓦の跡が出てきましたということです。これは本来、一体遺跡的な価値がどこにこれがあるのかなと思うたりしましたけれども、それは何かは出てくるだろう、掘ったら。出てくるけれども、もうそれにいつまでもそういうものが出てくるだろうからということ期待して、全く手をつけないというのは、私はおかしいと思う。もうぼつぼつあそこをちゃんと整備して、展望台をできるようなやぐらを造るとか、それがお城の形に見えるようにするとかいうふうなことの、もうアイデアをひとつ働かせて、観光に寄与するような方法を考えていくべきではないかと思うんですが、教育長、どうですか。もうぼつぼつあそこを発掘というのは、大学の先生に言わせればまだまだと言うかも分かんけれども、掘って、城をつくるというんじゃない、やぐらを建てるだけですから、それほど掘削の必要もないと思います、そこら辺の対応はできないものでしょうか。お伺いしておきます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）質問にお答えしたいと思います。

本山城址の活性化につきましては、議員からいつもエールを送っていただいているところでございます。紹介もいただきましたが、本年度も当初の予算で確認調査をするように予定しております。3年目でございます、一番上の段から、詰ノ段、二ノ段、今度は三ノの段の延長線をするることによって、その時代、どういったところがあるのかということで、するようにしております、また確定ではないですが、一番上にある碑に使われている石がどこから来たものかどうか、そういったところもちょっと考察できるんじゃないかということで、今年そういった調査をしていきたいというふうに思っております。

城、やぐらにつきましては、掘ってやるというのはなかなか議員言われたように難しいと思いますので、物見やぐらあるいはやっても仮設的なものになろうかと思います。やぐらから、それをやるに至って、そこへ来るまでの動機づけ、そういったものも必要になってきますので、また予算等とのこともありますので、しっかり受け止めて、検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）次に、大原文学館の建設なんですけれども、これはもうかなり先生

がお亡くなりになってから期間もたちますし、それから先生からご寄附をいただいた基金も設立して何年か経過をしています。この建設に向けてのやはりこれからスケジュールを立てて、ぼつぼつ歩み出さないと、今の基金だけでは足りないかもしれないというような気がします。というのは、物価がどんどん上がってきていますし、時がたてばたつほど対応が難しくなってくるということなので、何とかそこあたりの計画を進めるようにすべきじゃないか。そのためには、大原文学館の建設検討委員会というのものも、もう既に立ち上げて、その検討に入っていくべきじゃないかというふうに思いますので、そういうご準備もひとつしていただきたい。これも先々観光につながってくるというふうに思います。

それから、四季菜館の跡の問題ですけれども、これも大きな澤田町長に課せられた課題でありますけれども、これは例の振興株式会社の問題とはまた別途の問題なんですよ。四季菜館としての施設をどうするかという問題。あれを結局整備して、食堂なら食堂にして、レストランにしてやれば、かなりお客さんはまた期待できると。だから、あれを公営にしたり、それから第三セクของบริษัทをつくったりしなくても、募集をかける。レストランの経営について、例えばあそこをこれぐらいで貸し出すとか、また無償で貸し出すとか、それから事業に対する資金は援助するとか、何とかというような形でやれば、シェフならシェフ、料理人なら料理人の腕を持った人が、経営をしたいと思っている人が、やはり来てくださって、あそこで料理し、たくさんのお客さんをもてなして下さるだというふうに思うんです。

だから、ここで、本山町で今何か行事をやりたいと思っても、ちょっとまとまった、あと交流会をやろうとしても、場所がない。そういうことができない。本山町が当屋であるにもかかわらず、よそへ行かにやいかんというようなことになってくる。だから、これもやはり町長、早急に取り組むこととして、あるものを使うわけですから、新しく建てるわけじゃないですから、これの対応もやはり検討をしていく必要があると。これも一つの観光、いろいろな面で商工業に結びついていくと、こういうことになろうかというふうに思います。ぜひともこれも検討していただきたい。

そこで、もう一つ、今日同僚議員から野中兼山先生の話が出ていましたが、井のお話が出ていましたね。私もちょうど野中兼山先生のことについて、ちょっと上の坊の関係について触れておきたいというふうに思うんですが、野中兼山先生は、当然かんがいから土木、そういうものについての造詣が深く、また技術的にも本山町の、また嶺北の発展のために、大きくは高知県の発展のために功績を残された方だというふうに思っていますが、非常に学問的にも優れた方で、朱子学に深く傾倒しておったというふうに言われています。寛永年間に本山城のすぐ下のほうに、上の坊のほうに土佐南学講究の上の坊学舎を開設されたというふうに記録には残っているところでもあります。これは非常に知る人ぞ知ることでありまして、自由民権運動の最高指揮者であった、指導者であった板垣退助先生がこれらを総称して、ここの地域から自由が起こったんだと、「自由は土佐の山間より出づ」といった言葉が、今、立志社というような形で中央公園のところにありますけれども、これ、本山の梅溪公のときからずっとこう、脈々と続いてきた本山の大きな歴史であるというふうに言



われています。

この南学の朱子学の流れで起こした南村梅軒という人は、戦国時代の方ですけども、本山の城主の本山梅溪公が先生と仰いだ人物であって、梅溪と名づけてもらった名づけ親であったというふうに歴史には残っておるようであります。そこで学んだ人たちがどんどん南学を通じて教えを高めて、坂本龍馬とか中岡慎太郎とかいう幕末の土佐勤王の人たちの思想基盤を形成していったというふうに歴史書には書かれております。

こう考えた場合に、まさに私はこの自由は土佐の山間よりという山間は、ここら辺りのことを意味するのかなと思ったりしています。いや、そうじゃない、おらんくたというところもあるかも分かんけれども、そういう自由民権運動の話から、とにかく「自由は土佐の山間より出づ」と、そういう歴史的な背景を考えた場合に、そこを起点にしたまたやはり観光と、それからいろいろな結びつきというものを図っていく必要がある。これは、今の牧野先生も、当然この自由の民権のあれがちょうどドラマにも今引っかかっているところですけども、関係しちよったというような話もありますし、様々な結びつきがある。それに引っかけて、大原先生の「草を褥に」ということの文学的な結びつき、いろいろ結びつきがある。だから、確かに佐川にあっては牧野先生かも分かんけれども、関連にあっては本山も当然関連しているわけですから、それをやはりどんどんつながって、観光に結びつけていくと。

今日、同僚議員がいみじくも言われました。本山町はPRが下手やと。協調性がどんどん、広報的な活動が苦手やと、こういうふうに言われた。私もそう思います。後からいろいろ看板の問題からも話しますけれども、本当にPRが下手くそなんです。もっとやはりそこら辺を主張していく必要もあるかなと。これがやはり観光と商工業と結びつけて、全体的な相乗効果によって本山町の発展につながってくる方法であるというふうに思います。ですから、あらゆる部署を通じて、町長、ハッパをかけてください。とにかくやろうじゃないかというハッパをかけていただいて、これを盛り上げていただきたいと思いますので、町長の決意をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この本山町は本当に歴史もありますので、この前、浦戸の桂浜が新しくリニューアルされましたけれども、高知市の方がわざわざ本山町は浦戸まで支配しとったんだから、今の本山町長は来にやいかんということで、私呼ばれて、いやそれはと言ったんですけども、まあそこまで言われたらということで、行ったんです。そうしたら、市町村長で参加しているのは高知市長と私だけでして、非常に、真ん前に並びました。恐縮したところですけども、それぐらい本山町というのは歴史のある町であります。そういったことも非常に大事な資源だと私も思いますので、情報発信のことにつきましては、全然話が変わるんですが、子育て支援なんかでも、18歳まで医療費が無料とか、保育料は全員無料とか、給食も無料とか、もう先駆けて本山町は取り組んでいますけれども、全然情報発信できていない部分があって、これはホームページでも使ってそういう情報発信していこうじゃ

ないかというのは、この年度初めでしたか、にもそんな話をしたことでした。今後、あらゆるそういう媒体も使いまして、情報発信を積極的に行っていきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）観光が、また商工業の発展が地域活性化に結びつくということは、これはもう誰が考えてもそのとおりなんだというふうに思います。ですから、町長が今申されたように、情報発信、様々なやはりPR、広報をしながら、本山町が発展をしていかなければならない。そのためには、今言った本山城址、上の坊、それから大原文学館、四季菜館、汗見川、行川河川、様々なもの、それから当然山岳観光もありますでしょうし、とにかく盛り上げていくにはどうせないかんということに知恵を絞っていこうではありませんか。もうこれやり出すとやはり力が入って時間が要りますので、また次回に回します。

次にいきます。

早明浦ダムの再編・再生事業については、再三同僚議員から出ておりました。これは交通の問題もありますけれども、しかし、今回の事業に対して、私はつくづく、一体どうしたのかという疑問を持っていることがあります。それはなぜかといいますと、この再生事業について、土佐町と大川村に対しては国交省等が地元対策として既に例えば遊歩道の整備だとか護岸の対策だとかいろいろの対策を動いている。これは言わば事前地元対策と、こう呼べると思うんですけれども、やっていると。ところが、本山は一体何をしてくれたか。今聞いたように、先ほどから聞くように、150台が毎日通るんだというほど本山町はこれからかなり迷惑を被るわけです。事業に対しては協力はみんなするつもりでおるわけですが、どうもそこらあたりが本山町に対してなされていないんじゃないかと。なぜ左岸の広場を、展望台を整備し、キャンプ場にし、そういうことでも水資源なり国土交通省が対応してくれなかったのかということは非常に残念ですが、そういう要望とか、また向こうからの打診とかいうものは、本町にはなかったんですか。また、なかったから本山も遠慮して何も言わなかったのか。

この間、ちょっと打合せがあったときに、本山は何もしてもらっていないという苦言を呈したことが私あるんですけれども、これ、まさにそのとおりだと思うんですが、そこらあたり、どのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）岩本議員の質問にお答えをいたします。

議員指摘の事業につきましては、国土交通省の早明浦ダム周辺地区かわまちづくり事業という事業であります。この事業におきましては、国・県・町村及び民間や関係団体が連携し、早明浦ダム周辺地区の水辺の利活用及び地域活性化を図ることを目的に実施をされております。

かわまちづくり計画は、令和3年3月に国に登録されておまして、本町では帰全山公園、アウトドアヴィレッジ本山周辺が川の駅としてこの事業の連携施設として登録をされてお

ります。この事業の国土交通省の直轄事業、先ほど議員もおっしゃいましたが、土佐町ではさめうら荘の下の県道からダム湖への遊歩道等、大川村では大川村役場前からダム湖への遊歩道、階段等が計画され、整備をされております。前回のこの計画を立てるときも、本町の左岸のところの公園化の計画を入れるように要望等もしておったようですが、水辺に近くないということで前回はのけられておるようです。

この事業につきましては、今後計画の見直しもあるということで、議員おっしゃいましたように左岸の展望台周辺の整備を強くまた要望していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） ぜひとも要望をして、少なくとも左岸の整備を実現をしてもらいたいというふうに思います。

次へ進みます。

次、新庁舎についてに移ります。

○副議長（澤田康雄君） 次へ移ってください。

○10番（岩本誠生君） 本年の4月から業務を開始をいたしました新庁舎ですが、私、この新庁舎の落成の式典がありました祝賀会の場で、この本山の新庁舎を令和の本山城という表現をいたしました。これは私が勝手に考えたことであるので、みんなそう思うかどうか分かりませんが、まさにこのたたずまいを考えても、今の現代のお城にふさわしいぐらいの立派な建物ができたなということで、当日、皆さん方から祝福を受けながらオープンをしたわけであります。

しかし、新庁舎について、住民の皆さんから様々な声が聞こえてきておりますし、耳に入ってきたことについて、これ住民の皆さんが言ってもなかなか役場には伝わらないというようなこともあって、いろいろお聞きしたことを私は今回まとめてまいりました。ですから、小言幸兵衛みたいに何もかにも細かいことについて言うのではなくて、住民の皆さんからお聞きしてきたことを皆さんにお伝えするんだというふうにお考えをいただきたいと思います。

まず第1に、しょっぱなから入ったところの駐車場の問題ですが、せっかく広い駐車場ができて、いいなとみんなが喜んでいましたと。あそこに、残念ながら車止めをずっとしてあるんですね、車止め。この車止めは、誰が見てもあそこの街灯を保護するためのものだなということは分かるんですよ。分かるけれども、車が止まっていないときには、空いているところに止めたらいいいんですけれども、車が止まっているときに、なかなかそのところへ行くのに、前へ行くのにぐると回ったりとか、いろいろしないと車が止められない。車止めのためにですよ。だから、非常に不便だから、何とかあれを改善する方法がないかということをやまずお聞きしました。

中央病院の場合は、街灯そのものを囲んでいますね。街灯を保護するような形でやっています。だけれども、今までそんな街灯にぶつけて車が当たってどうのしたというようなトラ

ブルはあまり聞いたことないと思うんですが、あれでも結構防護になるんじゃないかと思うんですが、あえてああいうふうに車止めを止めて不便にしているのはどうしてだろうか。あれはいかがなものかなというふうにまず第1点思います。

その次に、さっき言った国旗とか町旗の同僚議員が言った掲揚台がないというのは、これも議会報告会の際の住民の皆さんからのご意見からも出ました。町長が適当な場所を検討すると、こういうことでした。台でなくてもポールでもいいわけですから、ポールをどこぞへ適当なところへ、2階でも3階でもかまので立っているところへ立てて、町旗、国旗の掲揚ができるようにするというのも必要じゃないかなというふうに思います。

まずそれから、玄関。玄関へ入ってきたときに、私が、あれを建てるときに、設計者に玄関に雨よけがあるかよというて言うたら、設計者は、上の2階部分が出っ張っていますので、あえて雨よけをつけなくても、そのまま下に大型バスが来て、入って、降りられる場のスペースはありますよということで、ああ、それやったらいいなと。確かにあります、スペースは見たら。残念ながら、あそこに室外灯をつけていますよね。1か所、2か所、3か所。あれ一体何で要るのかなと。あれがなかったら、雨の日には高齢者が車で来たり、それからバスで来たり、いろいろしたときも、ずっと降ろしていけるというのに、なぜあれをつけたのかということに疑問を思う。これは、私が思ったんじゃない、住民の方からのご意見です。いいですか、私も思いましたけれども。

次、まず入る。玄関へ入ります。入る前に見たところが、非常に文字が小さい。まず、玄関の入り口の本山町役場と書きちよるのでも、ちょっとコンクリート、文字が非常に見えにくい。何で本山町役場はこんな立派な建物を建てて、大きな看板を立てんのだろうと。ここへヒノキでもぼーんと来て、本山町役場というぐらいの、横にでも縦でもいいですが、なぜせんのだろうというふうに言う方もいらっしゃいました。これに対してどうだろうか。

それから、案内板がまずなんですね。文字が小さい。初めて入ってきた人はなかなかこう、書きちゅうところが分かりにくい。一番分かりにくくて苦情があったのは出納室です。出納室が分かりにくい。だから、入って、ぶら下げて、ここですよと、何かぶら下がる看板でもつけてやるか、矢印つけて明示するかというようなことが私は必要じゃないかと、まず思いました。それから、エレベーターの位置が意外と分かりにくいんですね、初めての方は。エレベーターの位置。これはもう乗る場所ですよ。乗る場所が分かりにくい。それから、次はちょっと上から見た場合に、何か向こうのほうに駐輪場みたいなものがあるんですけども、駐輪場と説明を受けな分かりにくいから、あそこはやっぱり駐輪場という形で表示をして、できれば雨よけをつける。自転車を止めるように屋根をつけてやる。これも親切じゃないかな、住民の方。

だから、庁舎というのは一体昔のお城と違うところはどこかという、昔のお城は、そこに入っている武士やそれから殿様なんかのおところだった。ところが庁舎は住民のための庁舎である。当然働く職員のためのものでもあるけれども、住民のため、住民の皆さんが来て、ああよかったと言えるようなやっぱりものでないかんから、今のうちに手を尽

くせるところは尽くして直しておくということも必要じゃないかなというふうに思います。

それから、一番私自身も困ったのが、トイレ。トイレの表示板が、どうしてあの表示板になっているんだろう。非常に分かりにくい。わざわざトイレの表示板の下へ男子用トイレ、女子用トイレとテープで書いてくれちゅう。これは当然書いた人も分かりにくいからでしょうね、多分。そうして表示してやらんと間違える人が多いからですよ。あれ、できれば大体今共通の標識として男子と女子と分けたらいかなだけれども、男子の形をしたのを青、それから女子の形をしたお人形さんみたいなのをピンク色ですね、してやる。それで色表示をして、ぱっと入ったら男子用、女性用と分かるというような方法で掲示を。

どうですか、皆さん。自分が今見て、ちょっとこれは不便だなというふうに思いませんか。そういうところの改善が今後でき得るかどうか。いや、そのままでええです、もうせっかくつくって置いておきますというか、それとも、そういうことは声を聞いて、改善できるものは改善をしていこうという気持ちがあるかどうかを確認をしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）１０番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎の外観等を含めましての提言、お聞きいたしました。幾つかの項目でありましたけれども、まず駐車場の車止めでありますけれども、議員がご指摘のとおり、街灯のものを防護するというためのものであります。

また、雨天時の玄関の乗り入れの際に、玄関口にある外灯ですけれども、夜間の安全確保ということで配置をした外灯が今備わっておるところです。

それで、駐輪場のことについてもご指摘がありました。幾つかの項目でありましたけれども、一つ一つ、これができる、これができないということはなかなか申し上げにくいんですけれども、議員の中の質問の中にもありましたトイレの表示板に今現在トイレはここですという表示をしていますけれども、これも住民の方からの声がありまして、後でテープで貼って分かりやすくしたという経過もございます。ということで、誰もが使いやすく親しみやすい庁舎をということでしておりますので、改善できることにつきましては改善をしていくということを庁内で検討して、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）１０番、岩本誠生君。

○１０番（岩本誠生君）改善をできるところは改善するということですが、改善をする必要のあるところしか言うていないんですよ、ずっと。これ、私が言うんじゃないですかね。住民の声としてお届けしているんだから、そのつもりでね。皆さん期待をして待つでしょう、これだけ言うとなんだから何とかなるだろうと期待をするでしょうけれども。

それと、もう一つ、これは建てる前から私は心配をして、ご指摘をしておったんですが、この窓というか木の枠、棧、皆さんお気づきになりません。庁舎を見て。下、べったりもう色が変わっていますよ。もうこうなることは最初から心配して、私、指摘していたんだ。塗

装は十分な対応をしておかんと、雨に濡れた部分と雨に濡れていない部分とは絶対に分かれてきますよと。半年ぐらいしかたっていないのでこれですから、もう少ししたら、まるっきりもうびしゃーと、ふだんのときでも、雨の降っていないときでも色が変わってきますよ、また。これ、仕様書を一遍見てみてください。単なる防腐剤だけではなくて、プラスチック製のもので水をはじくもので加工するということの話をしておったんですが、そういうことも対応しますという検討委員会のときの回答やったけれども、どうもしていないんじゃないかなと。オーテピアなんかは当然していますよね。もう触っても分かりますよ。これじゃったら全く水は浸透してこないと。だけれども、これは、水吸いますからね。このままやと。色が変わって、住民からやがてどうなりやちゅうなことを言われんように、早うな対応をしていただいたらというふうに思います。できるものからやっていただけるという総務課長の話でありますので、期待をいたしまして次へ進みます。

2番目は、これはもう庁舎ができる前に町章の規定の関係で、前の役場表示板の町章の色をピンク色に変えて、町章と合わせてくださいねと言うたら、はい、分かりましたということで対応していただいたんですが、やったという話も来たから聞いたので、見に行きましたら、私にはやったようには見えない。しかし、やったと言うでと、いや、やっていないということで、10人の皆さんに聞きました。あの色は何色ですかと。白ですという回答であります。やりましたか、やっていないですか。もしやっていなかったら、やりますか、やりませんか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

町道沿いの役場表示板の町章の色につきましては、白からピンクにするということで進めておりまして、ピンクの色を選ぶ際に数枚のサンプルの中から選んだわけなんですけれども、あまり濃ゆくない上品なピンクにしようというような考え方がありまして、室内の中で見たときには、ある一定のピンクというような感じでしたけれども、やはり外につけてみますと、思わず色が薄かったということでもあります。このことについても対応していきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）もう正直なご答弁をありがとうございます。そういうことで期待をしておりますので、ぜひとも美しい桜になりますように、よろしくお願いします。

では、次へ進みます。

次は防災関係で、防災教育が必要だということは前々から申し上げてきたところでありますけれども、今現在、県の主催で防災寺子屋とか防災、備えておきたいというのが県防災士会の主催であちこちで開催をされております。ぜひとも本山町のほうも手を挙げていただいたら、講師のほうも派遣をしてくださるということで確認もしておりますので、町主体でまた防災教育等の開催をぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

それとあわせて、町道の避難経路の老朽化した家がまだ何軒か残っています。除去されておられません。これも一つの防災対策として必要なというふうに思いますが、この2点について、簡単にご答弁をいただきます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）岩本議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の防災の勉強、教育についてのことですけれども、開催については全く同感でありますので、やり方を含めて開催ができるよう進めていきたいと考えております。

2点目の避難経路の老朽住宅については、数年前からご指摘もあり、所有者で管理をされている方とも連絡がついております。しかしながら、取壊しについての費用等でなかなか解消に至っていないというところがございます。担当課のほうで引き続き話し合いをして、早急に危険なところが改善されるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

今言ったように、例えば災害時にも倒壊するじゃなしに、ふだんのときに倒壊する状況にあるわけですから、いつ何どき倒壊してくるか分からんと、おちおち前を通行できんというような状況のところもあるようであります。ですから、そういうものについては、危険家屋の除去法によると強制執行とかいうような手段も講じておかないと、そういう被害が起こってからでは遅いというふうに思いますので、もう一度何とか持ち主の皆さんと相談していただいて、早期に除去できるように対応していただきたいというように思います。

これ、私も何軒かは知っていますけれども、やはりほかにも何軒かあちこちあると思いますので、そういうことのやっぱり調査も町のほうでしていただいて、そういうことによる犠牲者が出ないような対応をお願いをしておきたいと思います。

それから、防災教育については、先ほど対応したいという答弁でありましたので、分かりました。ぜひともお願いします。

次、教育関係へ入ります。

中学校の職員室の問題であります。これは中学校の職員室は、以前は高校の職員室との間仕切りなしにもうオープンでやっておったのを、それじゃ何ぼ言うたって区分ができんということで、真ん中へ仕切りをつけていただいて、今のところ是对応していると聞いておりますけれども、しかし、子ども、生徒さん方との距離が非常に遠い。別棟になっていますから、高校の職員室のすぐ横になっていますので、何か子どもさんたちの行動確認とか緊急時の対応というものについても、どうしても遅れを生じているおそれがあるので、第2職員室というのを同棟に、同じ棟につくっているようでありますけれども、子どもさん方に確認をすると、全くそこを職員室として使われている形跡はないという話であります。

これ、教育長、何か方法を考えておかんと、あまりにも遠いために、けんかしたりいろい

ろした後のあれがすぐ対応が、子どもたちのできなかった、けがをしたときの対応ができなかったということになっても、これはいけません、職員室の移動というのが可能であるかどうか。できなければ、また別の方法を考えないかんと思うんですけども、もし可能であれば、高校の北の校舎は大分空いている部屋もありますので、職員室に改造するとかいうふうなことで対応をしていけるんじゃないかと思いますが、そういう対応はできないかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）すみません、10番、岩本議員の質問に対し答弁を申し上げます。

職員室についてでございますが、中学校の職員室の場所につきましては、生徒の行動把握や、特に緊急時の対応などを考慮しますと、同一の校舎にあったほうがいいと私も考えております。いろいろ経過がございまして、同居連携型中高一貫校として高校に開校した時点では、生徒の交流はもちろんですが、先生同士の連携も進めていこうということで、職員室も近くに配置をされたというふうに聞いております。

しかしながら、これまで連携の期間もありましたし、先生同士の連携も進んでおりますので、当初の目的は果たしているのではないかというぐらい連携が取れております。職員室と生徒、同一校舎での運営がいいと考えておりますが、校舎につきましては、ご存じのように県の所有となりまして、教委と手続が必要となります。まずは嶺北高校との協議・調整が必要となりますので、中学校と今後の生徒数による教室数の予定も含めて検討を行いまして、嶺北高校と調整に向けて具体的に協議を進めていきたいというふうに考えております。いろいろまたご支援をいただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ぜひともそのように対応をお願いをいたしたいと思います。教育長は、前々から非常にそこらあたりのことも心配をされておりました、やはり中高一貫ということを保ちながらも、やはり中学の独立性は私は保っておかないかんというふうに思いますので、あまりにも何もかも一緒になって、高校も中学も分からなくなったというわけにはいかんと。だから、今回の体育館のものについても、やはり中学用のものが何もないということを考えて、やっぱり体育館の建設ということに本山町としては踏み切ったというふうにも理解をいたしております。ぜひとも、だからそういうことで、あとは体育館を造るときに、もう一つやはり生徒さん方の希望からいえば、体育館に通る渡り廊下は屋根つきにしてもらいたいというふうに言うておりますが、そこらあたりはまだ設計の段階でしょうから、そういうことも配慮した形で対応していただければありがたいなというふうに思います。これは答弁は要りません。

そこで、2番目へ移ります。

中高一貫教育のあれとして、中学から嶺北高等学校の進学状況ですね、これがちょっと本



年度が50%を切ったということで、いろいろな事情はあると思うんです。その年度年度において、保護者の皆さん方のご都合もあるでしょうし、あれですけれども、やはりある一定の線はキープをしていかないと、こういう状態がずっと続いてくことになる、逆に中学もそうですが、嶺北高の進学状況によって、嶺北高の存続さえ大変なことになってくるといふことで、まず土佐町のほうが本校よりも、嶺北中学よりも進学状況がよかったというふうなこともあって、ちょっと我々肩身の狭い思いをしています。

今言ったように、それぞれの事情があるので、子どもたちの夢をかなえるために市内の中学行かせたということ、これはそれなりのまた評価を私はしなけりゃいかんと思う。ただ、でき得れば、地元の中学校で頑張って、そして嶺北へ行っても有名大学には行けるんだというような学力の保障を十分してくること、これが重要だというふうに思うんです。

これ、教育委員会としてはどのように分析されて、今後対応するつもりなのか。前も言った諸事情を覆すということは難しいと思いますので、状況的に見て将来的にどうしていけばいいのか、そのことによって、現在行っておる魅力化の高校の入学状況というものをまた見直していかないかん。10名というのをもうちょっと増やしていかなんと、学校の存続が難しいということになりかねませんので、そこらあたりも含めて将来的な展望を図る意味においては、やはり今早く分析をしておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）答弁を申し上げます。

本町からの進学状況につきましては、議員おっしゃるように50%を切っております。理由といたしましては、いろいろ選考に理由がございまして、部活動、あるいは家庭の関係、普通科以外の高校への進学といったものが主な内容でございます。分析としましては、やはり早くから動くことで動機づけをしていく必要があるというふうに分析をしております。中学校、高校と連携をして進めていきたいというふうに思っております。既に高校では危機感を持ちまして、中学校と連携して令和5年度PTAの会で1年生から3年生の生徒、保護者に説明会を実施をしております。やはりこういったことが、動機づけがやはり必要であるというふうに分析をしております。

また、意見では、小学校の高学年から説明も必要ではないかというような話もございまして、そこら辺についても力を入れていくべきだというふうに考えております。コロナの影響によりまして、中高合同の行事もできていない状況もあり、今後そういった行事の活性化も高校ではしていきたいというふうに対策としても考えておりまして、本山町では保育から高校まで中高一貫の連携推進協議会という協議会がございまして、その中でいろんな栽培であったり、遊びであったり、スポーツであったり、そういったものを一緒にやっていこうという事業もありますので、そういった中で嶺北高校の魅力を伝えていくというようなことも進めていきたいというふうに思います。

一方、議員もおっしゃられましたように、嶺北高校の魅力化の取組、ここの取組との連携も必要でございます。公設塾も開設をして、それぞれ先生方も、あるいは生徒も頑張っております。そういったものも紹介しながら、高校と連携をして早いうちから対策もしながら、ここへ行かせたい、行きたい、行きたくなる、そういったスローガンでやっておりますので、その実行に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君） 10 番、岩本誠生君。

○10 番（岩本誠生君）ありがとうございます。本当に危機感を持って対応していくこと、これが重要なというふうに思います。やはり小学校の高学年と今話がありましたけれども、もう既に子どもたちが保育所に入ったときから、この嶺北高に行けるレールというものをつくり上げていくことも重要であります。ですから、本山町の教育方針の中に誕生から18歳までは本山町でと、そしてふるさとへという言葉があります。これはやはり高校生までは何とかうちで頑張ってもらって、そして大きく羽ばたいてほしいという願いを込めたスローガンだというふうに思うところであります。教育の発展のために子どもたちが一緒になってレベルアップを図って頑張っていただくようなシステムづくりを今後していかなければならないというふうに思うところであります。

以上で、私が通告しておりました一般質問は終わりであります。ご答弁をいただきましてありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○副議長（澤田康雄君）これをもって、岩本誠生君の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため暫時休憩します。

休憩 15 : 33

再開 15 : 34

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、通告を受けておりました一般質問は全て終わりました。

暫時休憩し、議運を開きます。委員長、よろしくお願いします。

休憩 15 : 35

再開 15 : 42

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど一般質問は全て終わりましたが、日程のほうも全部終了いたしております。先ほど議運でも相談をいたしましたが、日程が全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会することといたします。

お疲れさまでした。あしたは9時開会です。よろしくお願いします。

午後 3時43分 散会